

教職課程履修要項（諸資格）

中・高・特支

2018年度生用

2021

 MEIJI GAKUIN UNIVERSITY

【 教職課程履修要項は
毎年度最新のものを使用してください。 】

2021年度 教職課程の対象と主な行事予定

■教職課程における「対象学科」

文学部	英文、フランス文	法学部	法律、消費情報環境法、政治
経済学部	経済、経営、国際経営	国際学部	国際
社会学部	社会、社会福祉	心理学部	心理

教職の相談窓口は以下の通りです。
 ・全学科の1-2年次と
 国際学科の3-4年次は横浜校舎
 ・国際学科以外の3-4年次は白金校舎

※対象に含まれない学科について

芸術・グローバル法・国際キャリアには教職課程を開設していません。原則的に教職課程で教員免許を取得することはできません。

教育発達学科の教員免許取得については、心理学部の履修要項を確認してください。

このページの「■予定一覧」対象学科に「全学科」とあるものにも、これらの学科は含まれません。

■教育実習と介護等体験の流れ

2年次に登録アンケートに回答することで、教育実習と介護等体験の登録料納入、説明会への参加等ができるようになり、卒業と同時に教育職員免許状を取得できるようになります。教育実習は3年、介護体験は2年前から準備が必要です。教職担当からのお知らせ(ポートヘボン・掲示・manabaなど)を見逃さないように注意してください。

■予定一覧

今年度のオリエンテーション・ガイダンス・説明会はすべて、対面では行わず、資料等を教職担当が配付し、学生が自分で確認するかたちで実施予定です。

日程(予定)の時期は特に、ポートヘボンやmanabaのお知らせを見落とさないように注意してください。

お知らせ見落としによって学生に不利益が生じた場合は、学生本人が責任を負います。

学年	日程(予定)	項目	対象学科	開催場所 ・手段(予定)	対象者・備考
1年次	4月上旬	教職課程履修オリエンテーション	全学科	ポートヘボンで資料配付	教育職員免許状取得を希望し、教職課程の履修を希望する方 ※対象全学科の1年生宛に「お知らせ」で発信します。
2年次	6月上旬	2023年度 教育実習 登録オリエンテーション	全学科	ポートヘボンのお知らせを確認の上、「アンケート」に回答後、manabaにて資料配付	2023年度に教育実習を行う方 2023年度に特別支援学校教育実習を行う方 2022年度に介護等体験を行う方 ※教員免許取得するためには、 このアンケートへの登録が必須です。 登録された方に説明資料を配付いたします。
		2023年度 特別支援学校 教育実習 登録オリエンテーション	社会福祉学科		
		2022年度 介護等体験 登録オリエンテーション	全学科		
3年次	4月上旬	2022年度 登録料納入	全学科	学生宛に郵送	2022年度に教育実習を行う方
		2022年度 特別支援学校 教育実習 登録料納入	社会福祉学科		2022年度に特別支援学校教育実習を行う方
		2021年度 介護等体験 体験料・登録料納入	全学科		2021年度に介護等体験を行う方
	4月中旬	2022年度 教育実習 Eコース ガイダンス	全学科	ポートヘボンで資料配付	2022年度にEコースで教育実習を行う方
	6月下旬	2021年度 介護等体験 ガイダンス	全学科	学生宛に郵送	2021年度に介護等体験を行う方
	10月20日(水)	2022年度 特別支援学校 教育実習 受講資格試験	社会福祉学科	白金校舎	2022年度に特別支援学校教育実習を行う方
	12月中旬	2022年度 教育実習 A・Bコース ガイダンス	全学科	学生宛に郵送	2022年度にA・Bコース教育実習を行う方
4年次	3月下旬	2021年度 教育実習 説明会	全学科	学生宛に郵送	2021年度に教育実習を行う方
		2021年度 一括申請説明会	全学科	manabaで資料配付	2021年度に教育職員免許状一括申請を大学を通して行う方
	4月上旬	2021年度 特別支援学校 教育実習 説明会	社会福祉学科	学生宛に郵送	2021年度に特別支援学校教育実習を行う方
	10月下旬	2021年度 一括申請確認説明会	全学科	学生宛に郵送	2021年度に教育職員免許状一括申請を大学を通して行う方
	3月下旬	2021年度 教育職員免許状授与	全学科	学生宛に郵送	2021年度に一括申請により免許状を取得した方

【注意事項】

- 各行事の詳細や、変更がある場合、この一覧に掲載されていない説明会等を行う場合は、事前にポートヘボン・掲示・manabaでお知らせいたします。
必ずポートヘボン・掲示・manabaを確認し、その指示を優先してください。
- 引っ越しなどで住所が変わったら、必ず教務Webの住所情報も更新してください。大学が郵送した資料を確実に受け取れるようにしておいてください。
- 教育実習のコースは以下の通りに分けられます。詳細は2年次の登録オリエンテーションで配付される資料を参照してください。
 Aコース:東京都内 区市町立中学校
 Bコース:東京都立高等学校
 Cコース:東京都・横浜市以外公立中学校
 Dコース:私立中学・高等学校
 Eコース:横浜市立中学校
 ※横浜市立高等学校はCコース

*教職履修に向けて〈1・2年生〉

*まず熟読し、不明な点について窓口(教務部教職担当)で相談するようにしてください。

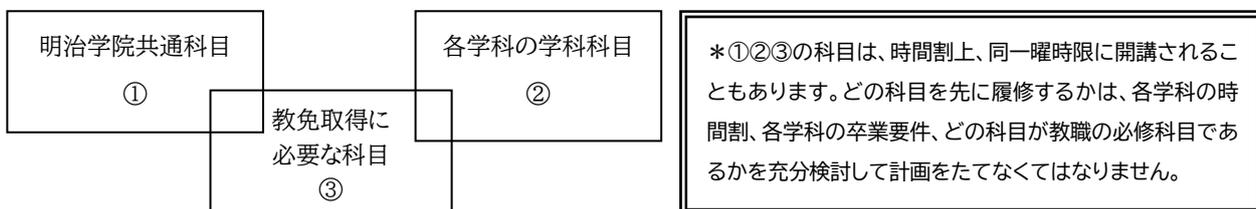
◀ 4年次卒業と同時に教育職員免許状を取得するためには ▶

1年次から着実に教育職員免許状取得に必要な科目を積み上げ、3年次終了時までには教育実習の前提条件科目をすべて修得した学生が、4年次の教育実習に臨んでいます。4年間の卒業と同時に教育職員免許状取得(以下「教免取得」と言います。)を希望するものは、各自、教職課程履修要項をよく読み、1年次から計画的に履修をしましょう。オリエンテーション、説明会等は必ず出席し、すべての手続を終えることが必須条件です。また、「履修のカルテ」の作成も必須です。巻末にある「履修のカルテ」に自分の履修状況を記入してください(3年次に教務部教職担当に提出して頂きます)。

【1】履修方法について

1) 明治学院大学の開講形態

教職課程履修者は、①明治学院共通科目②各学科の学科科目に加えて、③教免取得に必要な科目を、卒業までに修得しなくてはなりません。



2) 時間割の立て方

科目には、必修科目・選択必修科目のほかに、クラス指定のある科目、履修条件があり1年次から履修しなくてはならない学科科目、教育実習の前提条件科目などがあります。それぞれの要項をよく読み、学科カリキュラムや教免取得に必要な科目をまず理解してください。科目によっては、卒業要件にも教免取得にも共通使用可能な科目がありますし、中学校の教免取得にも高等学校の教免取得にも共通使用可能な科目もあります。

次に、履修予定の①、②、③のそれぞれの科目が、時間割上で、年1回の開講なのか、春・秋とも開講されているのか、複数回開講されているのかを確認し、履修の優先順位を考えましょう。

①、②、③のそれぞれの科目について履修の目安は下記ようになります。参考にしてください。

- ① 明治学院共通科目のうち、各学科が卒業要件に定める必修科目は、1年次に修得することが望ましいです。
- ② 各学科の学科科目のうち、1・2年次配当の必修科目は、(学科によりますが、演習などを除き、多くが年1回の開講なので)1・2年次に修得することが望ましいです。
- ③ 教職の1・2年次配当科目は、主に、A)教職に関する科目(11ページ)、B)教科に関する科目(21ページ以降に学科毎)、C)文部科学省令で定める科目(10ページ)に分けることができます。A)、C)については、年に1~2回の開講、またはそれ以上開講する科目もあるので、①②の科目が入っていない時間に入れることができます。ただし、いずれも教免取得の必修科目ですので、1・2年次に修得することが望ましいです。B)は、所属学科や他学科の科目です。必修・選択必修科目は修得しなければなりませんので、1年次配当の必修・選択必修科目は、1年次に修得することが望ましいです。また履修に条件を設けている科目もあるので、各自、所属学科の履修要項で確認してください。例)哲学(専)1・2等。

3)教免取得者の、卒業までの修得単位数〈平均〉

取得を希望する免許状の数により異なりますが、卒業までのおおよその総修得単位数は次のようになります。

＜ 各学科の卒業要件単位数 + 30～50単位 ＞

4)年間履修制限単位数の特例

各学科では、自習を含め勉学に必要な時間を適正に保つことができるように、年間履修単位数に上限が設けられています。教職を履修する場合、年間履修制限の特例として『年間履修制限単位数+16単位』まで履修することができます。主に教免取得に必要な科目が対象で、卒業要件単位にならない場合が多いですが、学科のカリキュラムによっては卒業要件単位に組み込まれている科目もあります。各自、所属学科の履修要項で確認し、慎重に履修登録を行ってください。

対象となる科目については、18ページを確認してください。

【2】中学校免許状の取得希望者

3年次に介護等体験を行います。2年次春学期開催のオリエンテーションに必ず出席し、登録しなくてはなりません。

【3】4年次に教育実習を行うために

1)教育実習前条件科目を、3年次終了までにすべて修得している必要があります。15ページを参照してください。

2)2年次春学期開催のオリエンテーションに必ず出席し、登録しなくてはなりません。

3)健康診断は1年次から毎年受診し、大学発行の健康診断証明書を受取れるようにしてください。

受診しない年が1年でもあると健康診断証明書は発行されません。

≪ 登録手数料について ≫

教育実習・特別支援学校教育実習・介護等体験を行うにあたり、3年次授業開始前にそれぞれ登録手数料を納入することになります。また、介護等体験を行うには、社会福祉協議会へ介護等体験料を納入します。詳細は2年次春学期開催のオリエンテーションで説明します。

≪ 4年次卒業時に不足単位がある場合 ≫

教免取得のための科目を4年次卒業時までには修得できなかった場合は、卒業後に科目等履修生となり不足単位を修得することで、教免取得が可能です。

(注意1)電話やメールでのお問い合わせは、間違いが生ずることがあるため、直接教務部教職担当窓口にお問い合わせください。

(注意2)ポートヘボンおよび教職課程掲示板は常に確認してください。

教務部 教職担当 2021年4月1日

目 次

教職課程

はじめに	3
教員養成の目標と方針	4
1. 教育職員免許状	7
2. 免許状の種類と教科	8
3. 免許状取得のための要件	9
4. 文部科学省令で定める科目	10
5. 教職に関する科目	11
6. 教科又は教職に関する科目	13
7. 教育実習	14
8. 特別支援学校教育実習	16
9. 介護等体験	17
10. 年間履修制限単位数の特例	18
11. 履修上の注意	19
12. 編入生の単位認定	20
13. 教科に関する科目	21
14. 特別支援教育に関する科目	54
15. 教育職員免許状の取得	55
16. 教員採用試験	56
17. 専修免許状(大学院の課程)	57
18. 教職関係部署の窓口	58
19. その他	58

諸資格

諸資格の取得対象学科	63
1. 社会教育主事任用資格	64
2. 社会福祉主事任用資格	70
3. 知的障害者福祉司任用資格・身体障害者福祉司任用資格	72
4. 児童福祉司任用資格	73
5. 児童指導員任用資格	74

教職実践演習履修カルテ(1, 2年生用)	巻末
----------------------	----

はじめに

これまでに、みなさんは何人の「学校の先生」に出会われたことでしょうか。あこがれの的だった先生、鬼瓦を思わせるような強面の先生、いつも生徒と一緒に行動をとりにされていた先生、スマートに授業を進められた先生、まさに十人十色の「学校の先生」がいらっしやっただことと思います。

「学校の先生」として教壇に立つには、原則として教育職員免許状が必要です。明治学院大学では、教育職員免許状を取得するためのコースが開かれています。このコースが教職課程です。

本学で取得できる免許状の種類や教科は、学科によって異なります。「2. 免許状の種類と教科」(8ページ)を見てください。あなたが(所属する学科で)取得できる免許状がわかります。次に、どのような学習をすればよいのでしょうか。「3. 免許状取得のための要件」(9ページ)を見てください。まず、本学を卒業することが基本です。そのうえで、『教職に関する科目』(11～12ページ)や『教科に関する科目』(21～53ページ)などを学ぶことが必要です。つまり、免許状を手にするためには、卒業に必要とされる科目以外に、多くの科目を履修し、単位を修得しなくてはなりません。さらに、教育実習(14～16ページ)や介護等体験(17ページ)などの大学外での活動も行います。大学の外に出れば、もはやみなさんは「学生」ではなく「社会人」と見なされます。ですから、「学生」という甘えは許されません。社会人としての教養とマナーを身につけていることが重要になります。

また、2010年度入学生から、カリキュラムが変わりました。4年次に履修する「教職実践演習(中・高)」の導入に伴って、1年次からカルテ(巻末)の記入も必要になります。定期的にカルテを見て教職課程の履修に必要なことを確認してカルテに記入してください。

このように、教育職員免許状を取得することは、一朝一夕にできるものではありません。あせらず・あわてず・あきらめずに、じっくり・ゆっくり、そして計画的に取り組むことが大切です。

一方、教職課程を履修すると、免許状を取得する以外にも、「『よかった』と思うこと」が沢山あります。

- ・あなたが今まで受けてきた、教育の意味や意義を見直し、理解することができます
- ・教員－教える－の側から、学校教育を眺めることができます
- ・教育実習などの経験をとおして、多くの人の前で話すこと、他者にわかるように説明することができるようになります
- ・教職課程を履修する仲間として、いろいろな学科の人々と友だちになれます
- ・将来、大人(親)として、子どもに関わるときのヒントや手がかりが得られます

現在、教職課程の専任教員は5名います(59ページ)。わからないこと、疑問に思うことがあったら、話してみてください。きっと、的確なアドバイスを返してくださると思います。

最後に、2009年から教員免許更新制が導入されました。教員免許状を取得してから10年ごとに講習を受け、更新をする制度です。講習を受けないと更新はできず、教員免許状は失効してしまいます。しかし、いったん失効したとしても、教員として勤務しようとした時に必要な講習を受ければ、教員免許状は有効になります。つまり、一度取得した教員免許状が無駄になることはありません(詳細は、58ページ「教員免許更新制」を見てください)。

さあ、あなたも教員免許状の取得を目指して、第一歩を踏み出してみましょ。やる気と希望に満ちたみなさんを、教室でお待ちしています。

教員養成の目標と方針

<大学>

本学は、「基督教による人格教育」という建学の精神のもと、創始者の生涯を貫く理想である「他者への貢献(Do for Others)」を大学の教育理念として掲げ、キリスト教主義教育を実践している。具体的には、1.他者を理解する力を身につける。2.分析力と構想力を身につける。3.コミュニケーション力を身につける。4.キャリアをデザインする力を身につける。5.共生社会の担い手となる力を身につける。これら5つの教育目標を策定し、社会貢献できる人間の育成を目指している。

教員養成においても、本学の教育理念と5つの教育目標に則し、明治学院共通科目をはじめとする教養教育と各学科の専門性を活かした教員を養成することを目標としている。

本学において養成したい教員像は、以下の通りである。

- (1)教職に対する使命感、責任感を持っている。
- (2)幼児・児童・生徒に対する深い愛情を抱いている。
- (3)彼らとの人間関係を構築し、多様なニーズを的確に理解できる。
- (4)彼らの成長・発達と学力の伸長を促し、生きる力を育むことができる。
- (5)同僚をはじめ家庭、地域、関係機関と連携・協働して教育活動に取り組むことができる。

<教職課程>

人材養成上の目的・教育目標

教職課程は、本学において教育職員免許状取得を目指す、すべての学生のための課程である。

明治学院大学は、建学の精神であるキリスト教教育を、“Do for Others”という教育理念を通じて実現しようとしている。教職課程の教育目標は、正にその「他者への貢献」を担える人材の育成を目標とする。

“Do for Others”とは多様な子どもたちとかわるこころの中にある。教室の隅っこで佇んでいる児童・生徒に目を配り、大きな愛情を注ぐことのできる教員の育成を目指す。勿論、それは他の多くの子どもも視野に入れてのことである。

一人ひとりが等しくかけがえのない存在として、生き生きとした表情で過ごすことのできるように、学習指導・生活指導・学級経営(学校経営)、それぞれの側面で教員としての資質と知力と技能を磨くことを目指す。

課程修了の認定・教育職員免許状申請に関する方針

明治学院大学は、「キリスト教による人格教育」と学問の自由を基礎とし、教育理念“Do for Others(他者への貢献)”の実現を目指し、「人材養成上の目的・教育目標」に定める人間を育成する。

教職課程は、広く教養を培い、他者とともに生きる力および自ら課題を発見し、その課題を解決する能力を高めるとともに、教職課程の定める専門分野に関する知識・技能および知的応用能力を身につけた人間を育成する。

教職課程で修得すべき能力の目標は、次のとおりである。

- 1 教職に関する幅広い教養を有するとともに、教員としての専門分野に関する基本的知識を有し、これらを体系的に理解している。
- 2 教員としての専門分野に関する基本的知識を習得し、活用し、応用するための能力を身につけている。
- 3 在学期間を通じて獲得した知識、技能、態度などを総合的に活用し、自ら課題を発見し、その課題を解決する能力を身につけている。
- 4 本学の根幹である「キリスト教による人格教育」を通じて、主体的に将来を切り拓き、社会に生起する

問題に取り組む責任感、倫理観、協働性など、他者と共に生きる力を身につけている。

【教育職員免許状の種類】

教職課程で取得可能な教育職員免許状は学科毎に異なっている。英語(中学校、高等学校)、フランス語(中学校、高等学校)、社会(中学校)、地理歴史(高等学校)、公民(高等学校)、商業(高等学校)、情報(高等学校)、特別支援学校の教育職員免許状が取得できる。社会福祉学科では、特別支援学校の教育職員免許状(知的障害者、肢体不自由者、病弱者に関する領域)が取得できる。

【履修する科目】

教育職員免許状の種類によって、履修する科目が異なる。教職に関する科目、教科に関する科目、介護等体験(義務教育学校の場合)などを履修し、必要な単位を修得する必要がある。

教職課程に所定の期間在学し、必要な単位を修得した学生に対し、課程の修了を認定する。教育職員免許状の申請のサポートは学務教職課が行う。

【教育職員免許状の申請】

学務教職課が教育委員会(国際学科の学生は神奈川県教育委員会、芸術学科、国際キャリア学科、グローバル法学科以外の学生は東京都教育委員会)に一括申請し、必要な単位を修得した学生は教育職員免許状を取得する。

学科が課程認定を受けていない教育職員免許状を取得しようとする学生は、申請に必要な書類を学務教職課で受け取り、個人で申請し、教育職員免許状を取得する。

【玉川大学小学校教員養成特別プログラム】

小学校の教育職員免許状に関しては、玉川大学小学校教員養成特別プログラム(通信制)を利用する。必要な単位を修得後、個人で申請し、教育職員免許状を取得する。なお、このプログラムの履修については学科により異なる。学務教職課の担当者、申請できる学科主任、教職課程の担当者が、履修している学生にきめ細かな指導を行う。

教育課程の編成および実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)

【目的】

教職課程は、教育職員免許状の取得のために、教職に関する科目、教科に関する科目などを組織的、系統的に編成している。

【学年進行】

教職課程は、教育課程の実施に際して、1年次からすべての科目を履修させるのではなく、学年進行で履修できる科目を設定している。1、2年次には、教育学及び心理学に関する原理的な科目を設定している。2年次、3年次には、教育実習を想定しながら、専門科学の知見を得られるような科目を設定している。英語科、フランス語科、社会科・地理歴史科・公民科の教科教育法は2、3年次に設定している。商業科、情報科の教科教育法は3年次に設定している。教科に関する科目も、教職に関する科目と同時並行で履修できるように設定している。

【教育実習と教職実践演習】

教育職員免許状の取得の際の大関門である教育実習は、所定の科目の単位を修得しないと行かない。3年次終了までに履修すべき科目として前提科目を設定している。単位を修得できない場合は、教育実習には行かせない。教育実習は、クラス毎に事前指導を行い、十分な準備をさせた上で、教育実習に行かせている。教育実習終了後も、反省会などを開催し、より良い教員の卵を育成している。そのほかに、教職実践演習を、最後の学期に設定し、これまでの授業を振り返りながら、教員として必要な知識・技能を習得することができたか、今後何が必要かを考えさせるようにしている。教育実習に関する前提科目以外の科目については、卒業までに履修できるように設定している。

【介護等体験】

義務教育学校の教育職員免許状の取得を目指す者には、3年次以降に介護等体験を設定している。2年次にレポート、3年次にガイダンスを行い、介護等体験に行かせている。

【授業形態】

授業形態は、科目の特性、履修者数などに応じ、講義、演習、実習等を適切に展開している。学年進行によって、多人数から少人数になるようにクラスを設定し、より実践的な指導を心がけている。教育実習、教職実践演習は、少人数できめ細やかな指導を心がけている。

【評価】

評価は、明治学院大学の評価基準に則り、90点以上はS、80点以上はA、70点以上はB、60点以上はC、60点未満はDとしている。評価そのものは、科目の特性、履修者数などに応じ、授業における参加の度合い、レポートの成績、試験の成績、教育実習の成績などを基に、科目担当者が行っている。教育実習だけは他の科目とは異なり、事前指導、実習校、事後指導を踏まえて、教育実習担当者が評価を行っている。

評価の際の観点としては、次のとおりである。

- 1 教職に関する幅広い教養を有するとともに、教員としての専門分野に関する基本的知識を有し、これらを体系的に理解している。
- 2 教員としての専門分野に関する基本的知識を習得し、活用し、応用するための能力を身につけている。
- 3 在学期間を通じて獲得した知識、技能、態度などを総合的に活用し、自ら課題を発見し、その課題を解決する能力を身につけている。
- 4 本学の根幹である「キリスト教による人格教育」を通じて、主体的に将来を切り拓き、社会に生起する問題に取り組む責任感、倫理観、協働性など、他者と共に生きる力を身につけている。

教職課程履修者の受入れに関する方針

明治学院大学は「人材養成上の目的・教育目標」に定める人間を育成するため、次のとおり教職課程履修者受入れの方針を定める。

1 教職課程履修者の受入れ方針

- (1) 明治学院大学の教育理念を理解し、人間や社会に関心と探究心を持ち、真摯に勉学に励む意欲を持っている者。
- (2) 教職課程の授業に主体的に取り組む意欲を有している者。授業に真摯に参加できる者(ノートが取れる、必要な場面で発言できるなど)。
- (3) 高等学校等で修得すべき基礎的な能力(知識・技能、思考力・判断力・表現力)を身につけている者。
- (4) 社会に関心がある者。私たちの社会の課題(教育〔教育理論・制度、教員など〕、子どもの成長〔発達、学習など〕、子どもに関わる仕事)を主体的に解決し、社会に貢献しようとする意欲を持っている者。
- (5) 人前で話すことに挑戦しようとする者。

2 教育実習及び介護等体験の受入れ方針

教育実習、介護等体験のためのガイダンスを事前に行っている。ガイダンスに出席していない場合は、教育実習の履修、介護等体験の参加ができない。

3年生を終了した時点で、教育実習に関わる前提科目の単位を取得できていない場合、教育実習及び教職実践演習の履修はできない。

1. 教育職員免許状

教育職員免許状は、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状に大別されます。

①普通免許状

普通免許状は専修免許状(大学院修了等)、一種免許状(4年制大学卒業)、二種免許状(短大卒業)に区分されており、すべての都道府県において効力を有する免許状です。

②特別免許状

特別免許状は大学で教職課程を履修していなかったが、社会人となってから職場などで専門的知識・技能などを身につけた者に対して授与される免許状です。

(本学学生は対象外です。)

③臨時免許状

臨時免許状は、その免許状の授与を受けたときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する臨時的な免許状です。

(本学学生は対象外です。)

(注1)本学学生が対象となる免許状は、①普通免許状です。教職課程履修要項において「免許状」と記載のある場合は、教育職員免許状の普通免許状を指します。

(注2)2009年4月1日以降授与される①普通免許状、②特別免許状には、10年の有効期間があります。詳細は58ページ「19. その他」の「2. 教員免許更新制」を参照してください。

2. 免許状の種類と教科

本学で取得できる教育職員免許状の種類と教科は、次のとおりです。

学部・学科		中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
文学部	英文学科	英語	英語
	フランス文学科	フランス語	フランス語
経済学部	経済学科	社会	地理歴史
	経営学科		公民
	国際経営学科		商業
社会学部	社会学科	社会	地理歴史 公民
	社会福祉学科	社会	公民
法学部	法律学科	社会	地理歴史 公民
	消費情報環境法学科	社会	公民 情報
	政治学科	社会	地理歴史 公民
国際学部	国際学科	社会	地理歴史 公民
心理学部	心理学科	社会	公民
社会学部	社会福祉学科	特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	

(注1)芸術学科、グローバル法学科、国際キャリア学科には教職課程を開設していません。

(注2)教育発達学科については心理学部の履修要項を確認してください。

3. 免許状取得のための要件

教育職員免許状を取得するために必要な要件は、次のとおりです。

1. 中学校教諭一種、高等学校教諭一種

必要要件	中学校教諭一種	高等学校教諭一種
教職に関する科目(11～12 ページ)	33 単位	25 単位 (情報のみ 27 単位)
教科又は教職に関する科目(13 ページ)	8 単位	16 単位
教科に関する科目(21～53 ページ)	20 単位	20 単位
文部科学省令で定める科目 (10 ページ)	日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作	4 単位 2 単位 2 単位 2 単位
基礎資格	学士の学位を有すること。(4 年制大学卒業)	

(注1)中学校と高等学校の免許状を両方取得する場合は、『教職に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』、『教科に関する科目』のいずれも、重複する科目については共通の科目として使用することができます。

(注2)中学校の免許状を取得する場合は、上記に加えて介護等体験を行うことが必要です(17ページ参照)。

(注3)法令が定める『教職に関する科目』の最低修得単位数は中学校教諭一種31単位、高等学校教諭一種23単位ですが、本学は、中学校教諭一種33単位、高等学校教諭一種25単位または27単位で課程認定を受けています。

(注4)法令が定める『日本国憲法』の最低修得単位数は2単位ですが、本学は4単位で課程認定を受けています。

2. 特別支援学校教諭一種

必要要件	特別支援学校教諭一種
特別支援教育に関する科目 (54 ページ)	29 単位
基礎資格	・学士の学位を有すること。(4年制大学卒業) ・小、中、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有すること。

(注1)特別支援学校の免許状を取得する場合は、中学校または高等学校の免許状取得のための履修と並行して履修することが必要です。いずれかの普通免許状が取得できなければ、特別支援学校の免許状を取得することはできません。

(注2)法令が定める『特別支援教育に関する科目』の最低修得単位数は 26 単位ですが、本学は 29 単位で課程認定を受けています。

4. 文部科学省令で定める科目

	入学 年度	日本国憲法 (4単位)	体育 (2単位)	外国語コミュニケーション (2単位)	情報機器の操作 (2単位)
文学部	英文学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	Listening and Pronunciation A・B(各1) Listening and Speaking A・B(各1) 英語オーラルコミュニケーションA・B(各2)	コンピュータリテラシー1・2(各2) コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2)
	フランス文学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1) フランス語2A・2B(各1) 仏会話1A・1B(各1) 仏会話2A・2B(各1)	コンピュータリテラシー1・2(各2) コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2)
経済学部	経済学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1)	コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2) 経済情報処理1・2(各2)
	経営学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1) ビジネス英語1・2(各2)	コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2) データ処理論(2)
	国際経営学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1)	コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2) 経済情報処理1・2(各2)
社会学部	社会学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1)	コンピュータリテラシー1・2(各2) コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2)
	社会福祉学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1)	コンピュータリテラシー1・2(各2) コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2)
法学部	法律学科	2018 憲法1-1・1-2(各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1)	コンピュータリテラシー1・2(各2) コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2)
	消費情報環境法学科	2018 憲法1-1・1-2(各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1)	情報処理1～4(各2)
	政治学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1)	コンピュータリテラシー1・2(各2) コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2) 計量政治分析A・B(各2)
国際学部	国際学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	専門外国語1A・1B(各2)	コンピュータリテラシー1・2(各2) コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2)
心理学部	心理学科	2018 法学(日本国憲法を含む)1・2 (各2計4)	スポーツ方法学1～4(各2)	英語コミュニケーション1A・1B(各1) 英語コミュニケーション2A・2B(各1)	コンピュータリテラシー1・2(各2) コンピュータリテラシー研究1A・1B(各2) コンピュータリテラシー研究2A・2B(各2)

(注 1)所属する学科において、『日本国憲法』4 単位、『体育』2 単位、『外国語コミュニケーション』2 単位、『情報機器の操作』2 単位を修得することが必要です。

(注 2)表中の科目名の後にある()内の数字はその科目の単位数を示しています。

5. 教職に関する科目

免許法施行規則に規定する科目区分	開講科目	単位数	履修年次	最低修得単位数	
				中学校	高等学校
教職の意義等に関する科目	※教職研究	2	1	2	2
教育の基礎理論に関する科目	※教育の思想と歴史	2	1	2	2
	※発達と学習の心理学 (注1)	2	1	2	2
	※教育制度論	2	1	2	2
教育課程及び指導法に関する科目	※教育課程論	2	3	2	2
	英語科教育研究1 (注2)(注3)	2	3	2	2
	英語科教育研究2 (注2)(注3)	2	3	2	2
	英語科教育研究3 (注2)(注3)	2	2	2	
	英語科教育研究4 (注2)(注3)	2	2	2	
	フランス語科教育研究1 (注2)	2	3	2	2
	フランス語科教育研究2 (注2)	2	3	2	2
	フランス語科教育研究3 (注2)	2	2	2	
	フランス語科教育研究4 (注2)	2	2	2	
	社会科・地理歴史科教育研究1 (注2)	2	2	2	2 (地歴のみ)
	社会科・地理歴史科教育研究2 (注2)	2	3	2	2 (地歴のみ)
	社会科・公民科教育研究1 (注2)	2	2	2	2 (公民のみ)
	社会科・公民科教育研究2 (注2)	2	3	2	2 (公民のみ)
	商業科教育研究1 (注2)	2	3		2
	商業科教育研究2 (注2)	2	3		2
	情報科教育研究1 (注2)(注4)	2	3		2
	情報科教育研究2 (注2)(注4)	2	3		2
	教育の方法と技術	2	3		2
	※道徳教育研究 (注5)	2	2	2	
	※特別活動研究	2	2	2	2
生徒指導、教育相談、進路指導等に関する科目	※生徒理解と指導法	2	2	2	2
	※相談活動の理論と技法 (注6)	2	3	2	2
教育実習	※教育実習 (注6)(注7)	中学5 高校3	4	5	3
教職実践演習	※教職実践演習(中・高) (注6)(注8)	2	4	2	2
	合計			33	25 (情報:27)

※表に記載されている(注)については次ページを参照してください。

[教育職員免許法施行規則に定める科目区分についての補足]

1. 「英語科教育研究 2・4」、「フランス語科教育研究 2・4」、「社会科・地理歴史科教育研究 2」、「社会科・公民科教育研究 2」、「商業科教育研究 2」には、『教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)]を含みます。
2. 「生徒理解と指導法」には、『進路指導の理論及び方法』を含みます。

[備考]

1. ※印は必修科目です。ただし、「道徳教育研究」については注 5 を参照してください。
2. 1・2 年生が白金校舎開講の 1・2 年次配当科目を履修することはできません。ただし、「社会科・地理歴史科教育研究 1」および「社会科・公民科教育研究 1」については、白金校舎での履修が可能です。
3. 国際学科生は横浜校舎での履修を原則とします。
4. 国際学科生以外の 3・4 年生が横浜校舎開講の 3・4 年次配当科目を履修することはできません。

(注 1) 心理学科生は、「発達と学習の心理学」または学科科目「教育心理学」のいずれかを修得してください。

(注 2) 科目区分『教育課程及び指導法に関する科目』においては、取得希望の免許教科によって必修科目が異なる箇所があるので、取得希望の免許教科すべてについて以下のとおり修得する必要があります。

1. 中学校(英語)……………「英語科教育研究 1～4」
2. 高等学校(英語) ……「英語科教育研究 1・2」
3. 中学校(フランス語)……………「フランス語科教育研究 1～4」
4. 高等学校(フランス語)……………「フランス語科教育研究 1・2」
5. 中学校(社会) ……「社会科・地理歴史科教育研究 1・2」および「社会科・公民科教育研究 1・2」
6. 高等学校(地理歴史) ……「社会科・地理歴史科教育研究 1・2」
7. 高等学校(公民) ……「社会科・公民科教育研究 1・2」
8. 高等学校(商業) ……「商業科教育研究 1・2」
9. 高等学校(情報) ……「情報科教育研究 1・2」および「教育の方法と技術」

(注 3) 「英語科教育研究 1・2」、「英語科教育研究 3・4」は、それぞれの組み合わせについて同一曜時限・同一教員の春・秋学期開講科目を合わせて履修してください。

(注 4) 「情報科教育研究 1・2」は、隔年開講の科目です。年度ごとにいずれか 1 科目を開講します。2021 年度は「情報科教育研究 1」のみ開講します。

(注 5) 「道徳教育研究」は、中学校の免許状には『教職に関する科目』の必修科目であり、高等学校の免許状には『教科又は教職に関する科目』です。

(注 6) 「相談活動の理論と技法」、「教育実習」、「教職実践演習(中・高)」は、履修中止除外科目です。

(注 7) 「教育実習」は単位数にかかわらず、同一年度に 1 科目のみ履修できます。

(注 8) 「教職実践演習(中・高)」は、「教育実習」を履修中、または修得済みの場合、同一年度に 1 科目のみ履修できます。

6. 教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に規定する科目区分	開講科目	単位数	履修年次	最低修得単位数	
				中学校	高等学校
教科又は教職に関する科目	当該教科の『教職に関する科目』から、最低修得単位数を超えて修得した単位数 (注 1)			8	16
	当該教科の『教科に関する科目』から、最低修得単位数を超えて修得した単位数 (注 2)				
	教育学研究 (注 5)	2	3		
	心理学研究	2	3		
	教育研究演習 (注 3)(注 5)	4	3		
	教育心理演習 (注 3)	4	3		
	教育臨床・実験 (注 3)	2	3		
	英語教育基礎論A・B (注 6)	2	2		
	英語教育方法論A・B (注 6)	2	3		
	英語教育実践論A・B (注 6)	2	3		
	英語教育評価論A・B (注 6)	2	3		
	Current Topics in ELT A・B (注 6)	2	3		
道徳教育研究 (高等学校の免許状のみ) (注 4)	2	2			
	合計			8	16

(注 1)各免許状について、『教職に関する科目』の法令が定める最低修得単位数(中学校で 31 単位、高等学校で 23 単位)を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』に充てることができます。複数の教科の免許状を取得する場合は各教科それぞれについて計算し、この表の条件を満たす必要があります。

(注 2)各免許状について、『教科に関する科目』の法令が定める最低修得単位数(20単位)を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』に充てることができます。複数の教科の免許状を取得する場合は各教科それぞれについて計算し、この表の条件を満たす必要があります。

(注 3)「教育研究演習」、「教育心理演習」、「教育臨床・実験」は、通年科目です。これらの科目は、原則として、同一年度に複数科目を履修することは望ましくありません。

(注 4)「道徳教育研究」は、中学校の免許状には『教職に関する科目』の必修科目であり、高等学校の免許状には『教科又は教職に関する科目』です。

(注 5)「教育学研究」、「教育研究演習」は、担当教員が異なれば、複数回履修しても構いません。その場合の修得単位は『教科又は教職に関する科目』に含めることができます。

(注 6)英文学科生のみ履修することができます。

7. 教育実習

1. 教育実習とは

教育実習は教免取得のために必要であり、大学の授業と教育実習校(以下実習校と言います。)で行う実習によって構成されています。本学では、「教育実習」という通年科目であり、原則として4年次に履修します。

なお、実習校での実習期間は、中学校の免許状のみ取得希望の場合、及び中学校・高等学校両方の免許状を取得希望の場合は3～4週間、高等学校の免許状のみ取得希望の場合は2週間です。しかし、高等学校の免許状のみ取得希望の場合でも、3週間実習を行うこともありえます。

2. 授業と実習

①大学における授業

a) 事前指導

実習の心構えや指導上の留意点についての講義や、模擬授業の実習などを通して、実習校における実習に備えるものです。

b) 事後指導

実習校での実習を行った後に、実習についての発表や反省をし、自己評価や教員適性などについて検討するものです。

②実習校における実習

a) 実習校で担当教諭の指導により実習生(学生本人)が行う授業の学習指導案を作成し、授業を行います。また、実習中は特別活動などにも積極的に参加し、生徒の理解に努めてください。

b) 毎日、勤務や仕事の内容を「教育実習要録」(実習記録ノート)に記入し、実習校の担当教諭に提出して指導を受けます。実習校の担当教諭と学校長から「教育実習要録」に実習の講評等を記入していただき、受領して、大学に提出してください。

c) 実習終了後は「教育実習終了報告書」を教務部窓口に提出してください。

3. 教育実習の評価(成績)

実習校から本学に送付される「成績報告票」と、大学での授業における成績を総合し、年度末の採点により「教育実習」の成績が確定します。

4. 教育実習の説明会

①教育実習登録オリエンテーション(2年次)

2年次春学期に、教育実習の手続きに関するオリエンテーションを開催します。4年次に教育実習を希望する2年生は、このオリエンテーションに必ず出席してください。(開催日程は行事予定を参照してください。)

②教育実習説明会(3年次)

3月下旬に、教育実習のための手続きに関する説明会を行います。実習予定の学生は、この説明会に必ず出席してください。

5. 「教育実習」履修の前提条件

「教育実習」は、前年度までに、『教職に関する科目(11～12ページ)』のうち、次の科目を修得しなければ履修できません。(注1)なお、「教育実習(3単位)」を2回目以降履修する場合は、「教育実習(5単位)」の前提条件を適用します。(注2)

「教育実習(5単位)」を履修する場合				単位数	履修年次	「教育実習(3単位)」を履修する場合				単位数	履修年次
教職研究				2	1	教職研究				2	1
教育の思想と歴史				2	1	教育の思想と歴史				2	1
発達と学習の心理学 (注3)				2	1	発達と学習の心理学 (注3)				2	1
教育制度論				2	1	教育制度論				2	1
各免許教科ごとに修得すること	英語	英語科教育研究 1		2	3	英語	英語科教育研究 1		2	3	
		英語科教育研究 2		2	3		英語科教育研究 2		2	3	
		英語科教育研究 3		2	2						
		英語科教育研究 4		2	2						
	フランス語	フランス語科教育研究 1		2	3	フランス語	フランス語科教育研究 1		2	3	
		フランス語科教育研究 2		2	3		フランス語科教育研究 2		2	3	
		フランス語科教育研究 3		2	2						
		フランス語科教育研究 4		2	2						
	社会	社会科・地理歴史科教育研究 1		2	2	地理歴史	社会科・地理歴史科教育研究 1		2	2	
		社会科・地理歴史科教育研究 2		2	3		社会科・地理歴史科教育研究 2		2	3	
		社会科・公民科教育研究 1		2	2	公民	社会科・公民科教育研究 1		2	2	
		社会科・公民科教育研究 2		2	3		社会科・公民科教育研究 2		2	3	
				商業	商業科教育研究 1		2	3			
					商業科教育研究 2		2	3			
				情報(注3)	情報科教育研究 1		2	3			
					情報科教育研究 2		2	3			
					教育の方法と技術		2	3			
最低 8 科目 16 単位						最低 6 科目 12 単位					

(注1)教育実習は原則として4年次に行います。ただし、実習校の指示により、教育実習の一部を3年次に行う場合は、2年次までに履修可能な上記科目をすべて修得しておくことが必要になります。

(注2)すでに「教育実習(3単位)」を修得済で、中学校の免許状取得を希望する場合は、「教育実習(3単位)」を再度履修し、中学校の免許状取得に必要な教育実習の単位(5単位)を満たすことが必要になります。

(注3)心理学科生は、「発達と学習の心理学」または学科科目「教育心理学」のいずれかを修得してください。

(注4)情報の前提条件のうち3科目については、「情報科教育研究1・2」のいずれか1科目2単位および「教育の方法と技術」1科目2単位の合計2科目4単位を修得することが必要になります。なお、「情報科教育研究1・2」は隔年開講ですが、いずれも情報の免許状取得のための必修科目です(11ページ参照)。

未修得の科目については、教育実習と並行履修することが必要になります。

8. 特別支援学校教育実習

1. 特別支援学校教育実習とは

「特別支援学校教育実習」は特別支援学校教諭免許状取得のために必要であり、大学の授業と、特別支援学校で行う2週間以上の実習によって構成されています。

2. 特別支援学校教育実習の説明会

①特別支援学校教育実習オリエンテーション(2年次)

2年次春学期に、特別支援学校教育実習についてのオリエンテーションを開催します。4年次に実習を希望する2年生は、このオリエンテーションに必ず出席してください。(開催日程は行事予定を参照してください。)

②特別支援学校教育実習説明会(4年次)

年度始めに、特別支援学校教育実習のための手続きに関する説明会を行います。実習予定の学生は、この説明会に必ず出席してください。(「特別支援学校教育実習」第1回授業時に実施)

3. 「特別支援学校教育実習」履修の前提条件

「特別支援学校教育実習」は、以下の3条件を満たさなければ履修できません。

- ① 前年度までに、『特別支援教育に関する科目(54ページ)』のうち、以下の科目を修得すること。
- ② 前年度に実習担当教員による面接および筆記試験を受け、履修許可を受けること。
- ③ 「教育実習」(3単位もしくは5単位)を履修中、もしくは修得済みであること。

〔前提条件科目(2018年度生以降の社会福祉学科生)〕

「特別支援教育学総論 A」	(2単位)
「特別支援教育学総論 B」	(2単位)
「障害児医学総論 A」	(2単位)
「障害児医学総論 B」	(2単位)
「障害児・者心理学概論 A」	(2単位)
「病弱教育総論」	(2単位)
「障害児・者心理学1(コミュニケーション)」	(2単位)

以上最低7科目14単位

上記の前提条件科目は「夏季講座」「春季講座」での開講もあります。

「夏季講座」「春季講座」は日程の関係上、複数の講座を同一年度に受講できない場合があるため、2年次に履修可能な科目については、2年次中に修得するようにしてください。

9. 介護等体験

1997年6月18日、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」が公布され、1998年4月1日から施行されました。そのため本学で中学校の免許状を取得するためには、「免許状取得のための要件」(9ページ参照)に加えて、介護等体験を行うことが必要です。

介護等体験の概要は、以下のとおりです。

1. 立法の趣旨

「義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、介護等の体験を行わせること。」(法律第1条要旨)

2. 介護等体験の内容

「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験」(法律第1条要旨)

3. 介護等体験の実施施設

- ・特別支援学校
- ・社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの

4. 介護等体験の期間

文部科学省令により合計7日間と定められており、その内訳は社会福祉施設等で5日間、特別支援学校で2日間行うことが、モデルケースとされています。

5. 介護等体験の適用対象者

中学校の免許状取得を希望する学生
(高等学校の免許状のみを取得する場合は、介護等体験を行う必要はありません。)

6. 介護等体験の実施時期

都道府県教育委員会に中学校の免許状を申請する時点までに、定められた期間の体験を実施していることが必要です。学部在学学生であれば、4年次の教員免許状一括申請における所定の時点までに実施する必要があります。(本学では原則として3年次より対象としています。)

7. 介護等体験を行うための手続

2年生以上対象の介護等体験登録オリエンテーション(体験前年度の春学期に開催)に出席し、希望登録を行ってください。(開催日程は行事予定を参照してください。)そのうえで、オリエンテーション内で説明する所定の手続を行うことが必要です。

なお手続を完了した後は、体験先に迷惑を掛けることになるので、介護等体験を中止することはできません。

8. 教育職員免許状申請に係る手続

社会福祉施設等及び特別支援学校の長が、介護等体験終了後証明書を発行します。
都道府県教育委員会に免許状を申請する際に、この証明書を提出することになります。

10. 年間履修制限単位数の特例

2018 年度生

次にあげる科目を履修する場合、16単位を限度として、各学科で定める年間履修制限単位数に加えて履修することができます。

1. 教職課程を開設しているすべての学科に認められている科目

- ①『教職に関する科目(11 ページ)』(但し心理学科における「教育心理学」は除きます。)
- ②『教科又は教職に関する科目(13 ページ)』のうち、(注 1)(注 2)(注 6)を除く 6 科目

2. 各学科ごとに認められている科目

- ③『教科に関する科目』もしくは『特別支援教育に関する科目』のうち下表に記載のある科目

学科	年間履修制限単位数の特例に該当する科目
英文学科 フランス文学科	
経済学科	
経営学科	日本史 A・B、世界史 A・B、地理学概論 1・2、自然地理学 1・2、地誌概説 1・2、社会人類学 A・B、宗教学概論 1・2、職業指導、哲学(専)1・2
国際経営学科	日本史 A・B、世界史 A・B、地理学概論 1・2、自然地理学 1・2、地誌概説 1・2、社会人類学 A・B、宗教学概論 1・2、職業指導、哲学(専)1・2
社会学科	日本史 A・B、世界史 A・B、イギリス研究 A・B、フランスの歴史 A・B、アメリカ研究 A・B、地理学概論 1・2、自然地理学 1・2、地誌概説 1・2、国際政治学 A・B、現代政治理論 1A・1B、哲学(専)1・2、宗教学概論 1・2
社会福祉学科	日本史 A・B、世界史 A・B、地理学概論 1・2、地誌概説 1・2、国際政治学 A・B、現代政治理論 1A・1B、哲学(専)1・2、宗教学概論 1・2 特別支援教育学総論 A・B、障害児・者心理学概論 A・B、障害児医学総論 A・B、特別支援学校教育実習
法律学科	日本史 A・B、世界史 A・B、地理学概論 1・2、地誌概説 1・2、自然地理学 1・2、世界経済論 1・2、哲学(専)1・2、宗教学概論 1・2、政治思想史 2A・2B、国際関係史 A・B、政治史 2A・2B
消費情報環境法学科	日本史 A・B、世界史 A・B、地理学概論 1・2、地誌概説 1・2、世界経済論 1・2、哲学(専)1・2、宗教学概論 1・2
政治学科	日本史 A・B、世界史 A・B、地理学概論 1・2、自然地理学 1・2、地誌概説 1・2、哲学(専)1・2、宗教学概論 1・2
国際学科	
心理学科	日本史 A・B、世界史 A・B、イギリス研究 A・B、地理学概論 1・2、地誌概説 1・2、憲法 A・B、民法 A・B、労働法 1・2、現代政治理論 1A・1B、国際政治学 A・B、宗教学概論 1・2、哲学(専)1・2、対人関係論

11. 履修上の注意

1. 科目の履修にあたって条件が付されている場合があるので、所属する学部の履修要項も必ず確認してください。
2. 卒業要件の科目と、教免取得要件の科目が重複している場合は、両方に共通して使用することができます。
3. 『教科に関する科目』の表は、教免取得のために構成されているため、卒業要件外の科目も含まれます。
当該学科に属さない科目は他学科において開講されています。
4. 各学部の「3・4年次配当科目の履修制限」の適用を受けている学生は、『教職に関する科目』、『教科又は教職に関する科目』、『教科に関する科目』についても、3・4年次配当科目を履修することはできません。
5. 国際学科の学生が白金校舎で履修可能な科目は、原則として横浜校舎で開講されていない科目に限ります。
なお、「教育実習」、「教職実践演習(中・高)」、「教育学研究」、「心理学研究」、「教育研究演習」、「教育心理演習」、「教育臨床・実験」は白金校舎でのみ開講する科目です。

12. 編入生の単位認定

出身大学・短期大学で取得した単位の取り扱いは、出身学校における「教育職員免許状に関する課程認定」の有無によって異なります。下記の表を参照してください。

	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	教科に関する科目
4年制大学 課程認定あり	出身大学が発行する学力に関する証明書に基づき、修得した単位は通算されます。	出身大学が発行する学力に関する証明書に基づき、修得した単位は通算されます。	出身大学が発行する学力に関する証明書に基づき、修得した単位は通算されます。
4年制大学 課程認定なし	単位は認められません。	単位は認められません。	編入した学科が単位認定した科目の中に教科に関する科目が含まれている場合、14単位を限度として当該科目を修得したとみなすことがあります。
短期大学 課程認定あり	希望免許の校種により取り扱いが異なります。出身短大が発行する学力に関する証明書に基づき、21単位を限度として通算またはみなすことがあります。	出身短大が発行する学力に関する証明書に基づき、4単位を限度として通算またはみなすことがあります。	編入した学科が単位認定した科目の中に教科に関する科目が含まれている場合、10単位を限度として当該科目を修得したとみなすことがあります。
短期大学 課程認定なし	単位は認められません。	単位は認められません。	編入した学科が単位認定した科目の中に教科に関する科目が含まれている場合、10単位を限度として当該科目を修得したとみなすことがあります。

(注1) 出身学校が「課程認定」を受けている場合、学力に関する証明書の提出が必要となります。

(注2) 他大学および短期大学に在籍したことのある新生についても同様に取り扱います。

(注3) 課程認定のある学校から本学に入学した場合、出身学校が発行する学力に関する証明書に基づき、修得した単位をみなすことがあります。この場合、通算と併用しません。

13. 教科に関する科目

文学部 英文学科(2018年度生)

中学校教諭一種(英語)・高等学校教諭一種(英語)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
英語学	※英語学概論A (2)	音声学A (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目(13ページ)』に充てることができます。
	※英語学概論B (2)	音声学B (2)	
	英語学入門 (2)	英語史A (2)	
	英文法A (1)	英語史B (2)	
	英文法B (1)	英語学特講A (2)	
	言語学A (2)	英語学特講B (2)	
	言語学B (2)		
英米文学	○イギリス文学概論A (2)	イギリス演劇A (2)	
	○イギリス文学概論B (2)	イギリス演劇B (2)	
	○アメリカ文学概論A (2)	イギリス文学史A (2)	
	○アメリカ文学概論B (2)	イギリス文学史B (2)	
	イギリス文学入門 (2)	アメリカ詩A (2)	
	アメリカ文学入門 (2)	アメリカ詩B (2)	
	イギリス詩A (2)	アメリカ小説A (2)	
	イギリス詩B (2)	アメリカ小説B (2)	
	イギリス小説A (2)	アメリカ文学史A (2)	
	イギリス小説B (2)	アメリカ文学史B (2)	
英語コミュニケーション	※Listening and Pronunciation A (1)	Listening and Speaking A (1)	
	※Listening and Pronunciation B (1)	Listening and Speaking B (1)	
	※Writing A (1)	Academic English Skills A (2)	
	※Writing B (1)	Academic English Skills B (2)	
	Academic Writing A (1)		
	Academic Writing B (1)		
	Reading A (1)		
Reading B (1)			
異文化理解	※異文化理解1 (2)	アメリカ文化研究A (2)	
	イギリス文化研究A (2)	アメリカ文化研究B (2)	
	イギリス文化研究B (2)		

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。4科目のうち2科目を修得する必要があります。

文学部 フランス文学科(2018 年度生)

中学校教諭一種 (フランス語)・高等学校教諭一種 (フランス語)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
仏語学	※フランス語の諸相A (2) Exercices (1) ※フランス語の諸相B (2) Pratiques 3A (1) フランス語講読1A (1) Exercices (1) フランス語講読1B (1) Pratiques 3B (1) フランス語講読2A (1) Exercices (1) フランス語講読2B (1) Pratiques 4A (1) Exercices Pratiques 1A (1) Exercices Pratiques 4B (1) Exercices Pratiques 1B (1) Exercices Pratiques 2A (1) Exercices Pratiques 2B (1)		20
仏文学	※フランス学概説A (2) 近現代の文学A (2) ※フランス学概説B (2) 近現代の文学B (2) フランス文学史A (2) 詩と演劇A (2) フランス文学史B (2) 詩と演劇B (2) 中世・ルネサンス文学A (2) 中世・ルネサンス文学B (2) 17・18世紀文学A (2) 17・18世紀文学B (2)		※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目(13ページ)』に充てることができます。
仏語コミュニケーション	※フランス語表現法1A (1) ※仏会話1A (1) ※フランス語表現法1B (1) ※仏会話1B (1) フランス語表現法2A (1) 仏会話2A (1) フランス語表現法2B (1) 仏会話2B (1)		
異文化理解	※異文化理解3 (2) フランス社会の諸相A (2) フランス文化研究A (2) フランス社会の諸相B (2) フランス文化研究B (2) フランスフォニー研究A (2) フランスフォニー研究B (2)		

(注1)※印は必修科目です。

経済学部 経済学科(2018年度生)

中学校教諭一種 (社会)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
日本史及び外国史	※日本史A	(2)	西洋経済史1	(2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B	(2)	西洋経済史2	(2)	
	※世界史A	(2)	現代西洋経済史1	(2)	
	※世界史B	(2)	現代西洋経済史2	(2)	
	日本経済史1	(2)	現代日本経済史1	(2)	
	日本経済史2	(2)	現代日本経済史2	(2)	
地理学 (地誌を含む。)	※地誌概説1	(2)	○地理学概論1	(2)	
	地誌概説2	(2)	○地理学概論2	(2)	
「法学、政治学」	※現代政治理論1A	(2)	憲法 A	(2)	
	※現代政治理論1B	(2)	憲法 B	(2)	
	国際法 1-1	(2)	行政法 A	(2)	
	国際法 1-2	(2)	行政法 B	(2)	
	民法A	(2)	労働法1	(2)	
	民法B	(2)	労働法2	(2)	
	商法A	(2)	競争法1	(2)	
	商法B	(2)	競争法2	(2)	
「社会学、経済学」	※ミカ経済学入門	(2)	労働経済学1	(2)	
	※マカ経済学入門	(2)	労働経済学2	(2)	
	経済統計学1	(2)	農業政策論1	(2)	
	経済統計学2	(2)	農業政策論2	(2)	
	経済数学1	(2)	経済発展論1	(2)	
	経済数学2	(2)	経済発展論2	(2)	
	財政学1	(2)	基礎数学1	(2)	
	財政学2	(2)	基礎数学2	(2)	
	金融論1	(2)	ミカ経済政策	(2)	
	金融論2	(2)	マカ経済政策	(2)	
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学(専)1	(2)	○宗教学概論 1	(2)	
	○哲学(専)2	(2)	○宗教学概論 2	(2)	

(注 1)※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注 2)選択必修科目のうち、「地理学概論 1・2」については、1か2のいずれか1科目を修得することが必要です。

(注 3)選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論 1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得することが必要です。

経済学部 経済学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(地理歴史)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
日本史	※日本史A (2)	入門経済史1 (2)			20
	※日本史B (2)	入門経済史2 (2)			
	日本経済史1 (2)	現代日本経済史1 (2)			
	日本経済史2 (2)	現代日本経済史2 (2)			
	経済学史1 (2)				
	経済学史2 (2)				
外国史	※世界史A (2)	アジア経済史1 (2)			※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※世界史B (2)	アジア経済史2 (2)			
	西洋経済史1 (2)	現代西洋経済史1 (2)			
	西洋経済史2 (2)	現代西洋経済史2 (2)			
人文地理学及び自然地理学	○地理学概論1 (2)	社会人類学A (2)			
	○地理学概論2 (2)	社会人類学B (2)			
	○自然地理学1 (2)	地域社会論 (2)			
	○自然地理学2 (2)	文化人類学入門1 (2)			
		文化人類学入門2 (2)			
地誌	※地誌概説1 (2)	※地誌概説2 (2)			

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「地理学概論1・2」、「自然地理学1・2」について、それぞれ1か2のいずれか1科目、合計2科目を修得することが必要です。

経済学部 経済学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(公民)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数	
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	※国際政治学A	(2) 憲法A (2)	20	
	※国際政治学B	(2) 憲法B (2)		
	※現代政治理論1A	(2) 行政法A (2)		
	※現代政治理論1B	(2) 行政法B (2)		
	国際法1-1	(2) 労働法1 (2)		
	国際法1-2	(2) 労働法2 (2)		
	民法A	(2) 競争法1 (2)		
	民法B	(2) 競争法2 (2)		
商法A	(2)			
商法B	(2)			
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	※世界経済論1	(2) 労働経済学1 (2)		※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※世界経済論2	(2) 労働経済学2 (2)		
	※ミカ経済学入門	(2) 農業政策論1 (2)		
	※マカ経済学入門	(2) 農業政策論2 (2)		
	経済統計学1	(2) 経済発展論1 (2)		
	経済統計学2	(2) 経済発展論2 (2)		
	経済数学1	(2) 基礎数学1 (2)		
	経済数学2	(2) 基礎数学2 (2)		
	財政学1	(2) ミカ経済政策 (2)		
	財政学2	(2) マカ経済政策 (2)		
	金融論1	(2)		
金融論2	(2)			
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学(専)1	(2) ○宗教学概論1 (2)		
	○哲学(専)2	(2) ○宗教学概論2 (2)		

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

経済学部 経済学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(商業)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数	最低修得単位数
商業の 関係科目	※経済情報処理1 (2) 法と経済学1 (2)	20 ※20単位を超えて 修得した単位は、 『教科又は教職に 関する科目』(13 ページ)に充てる ことができます。
	※経済情報処理2 (2) 法と経済学2 (2)	
	※簿記1 (2) 産業組織論1 (2)	
	※簿記2 (2) 産業組織論2 (2)	
	※経営学原理1 (2) 国際金融論1 (2)	
	※経営学原理2 (2) 国際金融論2 (2)	
	国際経済学1 (2) 財務会計論1 (2)	
	国際経済学2 (2) 財務会計論2 (2)	
	公共経済学1 (2) ビジネス英語1 (2)	
	公共経済学2 (2) ビジネス英語2 (2)	
	行動経済学1 (2) マーケティング1 (2)	
	行動経済学2 (2) マーケティング2 (2)	
	企業と組織の経済学2 (2)	
職業指導	※職業指導 (2)	

(注1) ※印は必修科目です。

経済学部 経営学科(2018年度生)

中学校教諭一種 (社会)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
日本史及び外国史	※日本史A (2)	経営史1 (2)			20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	経営史2 (2)			
	※世界史A (2)	日本経済史1 (2)			
	※世界史B (2)	日本経済史2 (2)			
地理学 (地誌を含む。)	※地誌概説1 (2)	○地理学概論1 (2)			
	地誌概説2 (2)	○地理学概論2 (2)			
「法律学、政治学」	※現代政治理論1A (2)	行政法A (2)			
	※現代政治理論1B (2)	行政法B (2)			
	民法A (2)	労働法1 (2)			
	民法B (2)	労働法2 (2)			
	商法A (2)	競争法1 (2)			
	商法B (2)	競争法2 (2)			
	憲法A (2)				
	憲法B (2)				
「社会学、経済学」	※経済学概論1 (2)	情報ネットワーク論1 (2)			
	※経済学概論2 (2)	情報ネットワーク論2 (2)			
	貿易論1 (2)	金融論1 (2)			
	貿易論2 (2)	金融論2 (2)			
	商業政策論1 (2)	消費者行動1 (2)			
	商業政策論2 (2)	消費者行動2 (2)			
	マーケティング・リサーチ1 (2)				
	マーケティング・リサーチ2 (2)				
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学(専)1 (2)	○宗教学概論1 (2)			
	○哲学(専)2 (2)	○宗教学概論2 (2)			

(注1) ※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2) 選択必修科目のうち、「地理学概論1・2」については、**1か2**のいずれか1科目を修得することが必要です。

(注3) 選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得することが必要です。

経済学部 経営学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(地理歴史)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
日本史	※日本史A (2)	日本経済史1 (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	日本経済史2 (2)	
	経営史1 (2)	比較経営学史1 (2)	
	経営史2 (2)	比較経営学史2 (2)	
外国史	※世界史A (2)	西洋経済史1 (2)	
	※世界史B (2)	西洋経済史2 (2)	
	アジア経済史1 (2)		
	アジア経済史2 (2)		
人文地理学及び自然地理学	○地理学概論1 (2)	環境と社会 (2)	
	○地理学概論2 (2)	社会人類学A (2)	
	○自然地理学1 (2)	社会人類学B (2)	
	○自然地理学2 (2)	文化人類学入門1 (2)	
	市場システム1 (2)	文化人類学入門2 (2)	
	市場システム2 (2)		
地誌	※地誌概説1 (2)	※地誌概説2 (2)	

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「地理学概論1・2」、「自然地理学1・2」について、それぞれ 1か2 のいずれか1科目、合計2科目を修得することが必要です。

経済学部 経営学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(公民)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	※国際政治学A	(2)	憲法A	(2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※国際政治学B	(2)	憲法B	(2)	
	※現代政治理論1A	(2)	行政法A	(2)	
	※現代政治理論1B	(2)	行政法B	(2)	
	民法A	(2)	労働法1	(2)	
	民法B	(2)	労働法2	(2)	
	商法A	(2)	競争法1	(2)	
	商法B	(2)	競争法2	(2)	
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	※経済学概論1	(2)	マーケティング・リサーチ1	(2)	
	※経済学概論2	(2)	マーケティング・リサーチ2	(2)	
	※世界経済論1	(2)	情報ネットワーク論1	(2)	
	※世界経済論2	(2)	情報ネットワーク論2	(2)	
	貿易論1	(2)	金融論1	(2)	
	貿易論2	(2)	金融論2	(2)	
	商業政策論1	(2)	消費者行動1	(2)	
商業政策論2	(2)	消費者行動2	(2)		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学(専)1	(2)	○宗教学概論1	(2)	
	○哲学(専)2	(2)	○宗教学概論2	(2)	

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

経済学部 経営学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(商業)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
商業の 関係科目	※簿記1	(2)	原価計算論1	(2)	20 ※20単位を超えて 修得した単位は、 『教科又は教職に 関する科目』13 ページ)に充てる ことができます。
	※簿記2	(2)	原価計算論2	(2)	
	※経営学原理1	(2)	コーポレート・ファイナンス1	(2)	
	※経営学原理2	(2)	コーポレート・ファイナンス2	(2)	
	※マーケティング1	(2)	監査論	(2)	
	※マーケティング2	(2)	データ処理論	(2)	
	※経営学入門	(2)	外国書講読1	(2)	
	ビジネスのための法律1	(2)	外国書講読2	(2)	
	ビジネスのための法律2	(2)	国際金融論1	(2)	
	財務会計論1	(2)	国際金融論2	(2)	
	財務会計論2	(2)	経営組織論1	(2)	
	管理会計論1	(2)	経営組織論2	(2)	
	管理会計論2	(2)	ヒューマン・リソース・マネジメント1	(2)	
	経営戦略論1	(2)	ヒューマン・リソース・マネジメント2	(2)	
	経営戦略論2	(2)			
職業指導	※職業指導	(2)			

(注1)※印は必修科目です。

経済学部 国際経営学科(2018年度生)

中学校教諭一種 (社会)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
日本史及び外国史	※日本史A (2)	各国経営史論 (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	比較経営学史1 (2)	
	※世界史A (2)	比較経営学史2 (2)	
	※世界史B (2)	西洋文化史1 (2)	
		西洋文化史2 (2)	
地理学 (地誌を含む。)	※地誌概説1 (2)	○地理学概論1 (2)	
	地誌概説2 (2)	○地理学概論2 (2)	
「法律学、政治学」	※現代政治理論1A (2)	行政法A (2)	
	※現代政治理論1B (2)	行政法B (2)	
	民法A (2)	商法総則 (2)	
	民法B (2)	労働法1 (2)	
	憲法A (2)	労働法2 (2)	
	憲法B (2)	競争法1 (2) 競争法2 (2)	
「社会学、経済学」	※経済学概論1 (2)	貿易論1 (2)	
	※経済学概論2 (2)	貿易論2 (2)	
	国際経営論1 (2)	情報ネットワーク論1 (2)	
	国際経営論2 (2)	情報ネットワーク論2 (2)	
	消費者行動1 (2)	マーケティング・コミュニケーション1 (2)	
	消費者行動2 (2)	マーケティング・コミュニケーション2 (2) ビジネス・エコノミクス1 (2) ビジネス・エコノミクス2 (2)	
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学(専)1 (2)	キリスト教の基礎A (2)	
	○哲学(専)2 (2)	キリスト教の基礎B (2)	
	○宗教学概論1 (2)		
	○宗教学概論2 (2)		

(注1) ※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2) 選択必修科目のうち、「地理学概論 1・2」については、1 か 2 のいずれか 1 科目を修得することが必要です。

(注3) 選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論 1・2」については、この 4 科目のいずれか 1 科目を修得することが必要です。

経済学部 国際経営学科(2018 年度生)

高等学校教諭一種 (地理歴史)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
日本史	※日本史A	(2)	日本経済史1	(2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B	(2)	日本経済史2	(2)	
	比較経営学史1	(2)	経営史1	(2)	
	比較経営学史2	(2)	経営史2	(2)	
外国史	※世界史A	(2)	西洋経済史1	(2)	
	※世界史B	(2)	西洋経済史2	(2)	
	各国経営史論	(2)	アジア経済史1	(2)	
	西洋文化史1	(2)	アジア経済史2	(2)	
	西洋文化史2	(2)			
人文地理学及び自然地理学	○地理学概論1	(2)	社会人類学A	(2)	
	○地理学概論2	(2)	社会人類学B	(2)	
	○自然地理学1	(2)	文化人類学入門1	(2)	
	○自然地理学2	(2)	文化人類学入門2	(2)	
地誌	※地誌概説1	(2)	※地誌概説2	(2)	

(注1) ※印は必修科目です。

(注2) ○印は選択必修科目です。「地理学概論 1・2」、「自然地理学 1・2」について、それぞれ 1か2 のいずれか 1 科目、合計 2 科目を修得することが必要です。

経済学部 国際経営学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(公民)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数	最低修得単位数
「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	※国際政治学A (2) 行政法A (2) ※国際政治学B (2) 行政法B (2) ※現代政治理論1A (2) 商法総則 (2) ※現代政治理論1B (2) 労働法1 (2) 民法A (2) 労働法2 (2) 民法B (2) 競争法1 (2) 憲法A (2) 競争法2 (2) 憲法B (2)	20
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	※経済学概論1 (2) 貿易論1 (2) ※経済学概論2 (2) 貿易論2 (2) ※世界経済論1 (2) 情報ネットワーク論1 (2) ※世界経済論2 (2) 情報ネットワーク論2 (2) 国際経営論1 (2) マーケティング・コミュニケーション1 (2) 国際経営論2 (2) マーケティング・コミュニケーション2 (2) 消費者行動1 (2) ビジネス・エコノミクス1 (2) 消費者行動2 (2) ビジネス・エコノミクス2 (2)	※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学(専)1 (2) キリスト教の基礎A (2) ○哲学(専)2 (2) キリスト教の基礎B (2) ○宗教学概論1 (2) ○宗教学概論2 (2)	

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

経済学部 国際経営学科(2018年度生)

高等学校教諭一種（商業）

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
商業の 関係科目	※ビジネス入門	(2)	国際金融論1	(2)	20 ※20単位を超えて 修得した単位は、 『教科又は教職に 関する科目』(13 ページ)に充てる ことができます。
	※アカウンティング入門	(2)	国際金融論2	(2)	
	※マーケティング1	(2)	ビジネスのための法律1	(2)	
	※マーケティング2	(2)	ビジネスのための法律2	(2)	
	ヒューマン・リソース・マネジメント1	(2)	経営学原理1	(2)	
	ヒューマン・リソース・マネジメント2	(2)	経営学原理2	(2)	
	国際会計論1	(2)	財務会計論1	(2)	
	国際会計論2	(2)	財務会計論2	(2)	
	海外企業分析	(2)	管理会計論1	(2)	
	外国書講読1	(2)	管理会計論2	(2)	
	外国書講読2	(2)	原価計算論1	(2)	
	ビジネス・オーガニゼーション1	(2)	原価計算論2	(2)	
	ビジネス・オーガニゼーション2	(2)	コーポレート・ファイナンス1	(2)	
	コーポレート・ストラテジー-1	(2)	コーポレート・ファイナンス2	(2)	
	コーポレート・ストラテジー-2	(2)			
	グローバル・マーケティング1	(2)			
グローバル・マーケティング2	(2)				
職業指導	※職業指導	(2)			

(注1)※印は必修科目です。

社会学部 社会学科(2018年度生)

中学校教諭一種 (社会)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
日本史及び外国史	※日本史A (2)	近代日本法思想史 (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)		
	※世界史A (2)		
	※世界史B (2)		
地理学 (地誌を含む。)	※地誌概説1 (2)	○地理学概論1 (2)	
	地誌概説2 (2)	○地理学概論2 (2)	
「法学、政治学」	※現代政治理論1A (2)	憲法A (2)	
	※現代政治理論1B (2)	憲法B (2)	
	民法A (2)	行政法A (2)	
	民法B (2)	行政法B (2)	
		労働法1 (2)	
		労働法2 (2)	
「社会学、経済学」	※社会学概論A (2)	コミュニケーションの社会学 (2)	
	※社会学概論B (2)	メディア史 (2)	
	社会調査の基礎 (2)	教育社会学 (2)	
	社会調査の技法 (2)	宗教社会学 (2)	
	家族社会学 (2)	経済学概論1 (2)	
	犯罪社会学 (2)	経済学概論2 (2)	
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学(専)1 (2)	聖書の世界1 (2)	
	○哲学(専)2 (2)	聖書の世界2 (2)	
	○宗教学概論1 (2)		
	○宗教学概論2 (2)		

(注1) ※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2) 選択必修科目のうち、「地理学概論 1・2」については、1か2のいずれか1科目を修得する必要があります。

(注3) 選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論 1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

社会学部 社会学科(2018 年度生)

高等学校教諭一種 (地理歴史)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
日本史	※日本史A (2)	日本法制史1 (2)			20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	日本法制史2 (2)			
	社会学史 (2)	近代日本法思想史 (2)			
	子どもの歴史社会学 (2)				
外国史	※世界史A (2)	政治思想史1A (2)			
	※世界史B (2)	政治思想史1B (2)			
	フランスの歴史A (2)	イギリス研究A (2)			
	フランスの歴史B (2)	イギリス研究B (2)			
	西洋経済史1 (2)	アメリカ研究A (2)			
	西洋経済史2 (2)	アメリカ研究B (2)			
	西洋法制史1 (2)	グローバルイノベーション論 (2)			
	西洋法制史2 (2)				
人文地理学及び自然地理学	○地理学概論1 (2)	環境社会学 (2)			
	○地理学概論2 (2)	地域社会論 (2)			
	○自然地理学1 (2)	文化人類学入門1 (2)			
	○自然地理学2 (2)	文化人類学入門2 (2)			
	社会人類学A (2)				
	社会人類学B (2)				
地誌	※地誌概説1 (2)	※地誌概説2 (2)			

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「地理学概論1・2」、「自然地理学1・2」について、それぞれ 1か2 のいずれか1科目、合計2科目を修得することが必要です。

社会学部 社会学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(公民)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	※国際政治学A	(2) 憲法A	(2)
	※国際政治学B	(2) 憲法B	(2)
	※現代政治理論1A	(2) 行政法A	(2)
	※現代政治理論1B	(2) 行政法B	(2)
	民法A	(2) 労働法1	(2)
	民法B	(2) 労働法2	(2)
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	※社会学概論A	(2) コミュニケーションの社会学	(2)
	※社会学概論B	(2) メディア史	(2)
	社会調査の基礎	(2) 教育社会学	(2)
	社会調査の技法	(2) 宗教社会学	(2)
	家族社会学	(2) 経済学概論1	(2)
	犯罪社会学	(2) 経済学概論2	(2)
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学(専)1	(2) 聖書の世界1	(2)
	○哲学(専)2	(2) 聖書の世界2	(2)
	○宗教学概論1	(2)	
	○宗教学概論2	(2)	

20

※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

社会学部 社会福祉学科(2018 年度生)

中学校教諭一種 (社会)

免許法施行規則に 規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低得 単位数
日本史及び 外国史	※日本史A	(2)	※世界史A	(2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B	(2)	※世界史B	(2)	
地理学 (地誌を含む。)	※地誌概説1	(2)	○地理学概論1	(2)	
	地誌概説2	(2)	○地理学概論2	(2)	
「法学、政治学」	※現代政治理論1A	(2)	憲法A	(2)	
	※現代政治理論1B	(2)	憲法B	(2)	
	民法A	(2)	行政法A	(2)	
	民法B	(2)	行政法B	(2)	
			労働法1	(2)	
			労働法2	(2)	
「社会学、経済学」	※社会学概論	(2)	ソーシャルワーク2A	(2)	
	社会福祉の思想	(2)	ソーシャルワーク2B	(2)	
	社会福祉学概論A	(2)	ソーシャルワーク3A	(2)	
	社会福祉学概論B	(2)	ソーシャルワーク3B	(2)	
	公的扶助論A	(2)	高齢者福祉論A	(2)	
	公的扶助論B	(2)	高齢者福祉論B	(2)	
	社会保障論A	(2)	社会人類学A	(2)	
	社会保障論B	(2)	社会人類学B	(2)	
	社会福祉調査	(2)	家族社会学	(2)	
	社会福祉運営管理論A	(2)	犯罪社会学	(2)	
	社会福祉運営管理論B	(2)	経済学概論1	(2)	
	ソーシャルワーク1A	(2)	経済学概論2	(2)	
ソーシャルワーク1B	(2)				
「哲学、倫理学、宗 教学」	○哲学(専)1	(2)	聖書の世界1	(2)	
	○哲学(専)2	(2)	聖書の世界2	(2)	
	○宗教学概論1	(2)			
	○宗教学概論2	(2)			

(注 1)※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注 2)選択必修科目のうち、「地理学概論 1・2」については、1か2のいずれか 1 科目を修得することが必要です。

(注 3)選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論 1・2」については、この 4 科目のいずれか 1 科目を修得することが必要です。

社会学部 社会福祉学科(2018 年度生)

高等学校教諭一種（公民）

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	※国際政治学A	(2)	憲法A	(2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※国際政治学B	(2)	憲法B	(2)	
	※現代政治理論1A	(2)	行政法A	(2)	
	※現代政治理論1B	(2)	行政法B	(2)	
	民法A	(2)	労働法1	(2)	
民法B	(2)	労働法2	(2)		
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	※社会学概論	(2)	ソーシャルワーク2A	(2)	
	社会福祉の思想	(2)	ソーシャルワーク2B	(2)	
	社会福祉学概論A	(2)	ソーシャルワーク3A	(2)	
	社会福祉学概論B	(2)	ソーシャルワーク3B	(2)	
	公的扶助論A	(2)	高齢者福祉論A	(2)	
	公的扶助論B	(2)	高齢者福祉論B	(2)	
	社会保障論A	(2)	社会人類学A	(2)	
	社会保障論B	(2)	社会人類学B	(2)	
	社会福祉調査	(2)	家族社会学	(2)	
	社会福祉運営管理論A	(2)	犯罪社会学	(2)	
社会福祉運営管理論B	(2)	経済学概論1	(2)		
ソーシャルワーク1A	(2)	経済学概論2	(2)		
ソーシャルワーク1B	(2)				
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	○哲学(専)1	(2)	聖書の世界1	(2)	
	○哲学(専)2	(2)	聖書の世界2	(2)	
	○宗教学概論1	(2)			
	○宗教学概論2	(2)			

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

法学部 法律学科(2018年度生)

中学校教諭一種 (社会)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
日本史及び外国史	※日本史A (2)	日本法制史1 (2)			20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	日本法制史2 (2)			
	※世界史A (2)	近代日本法思想史 (2)			
	※世界史B (2)	比較刑事司法史 (2)			
	西洋法制史1 (2)	私法史概説 (2)			
	西洋法制史2 (2)				
地理学 (地誌を含む。)	※地誌概説1 (2)	○地理学概論1 (2)			
	地誌概説2 (2)	○地理学概論2 (2)			
「法学、政治学」	※行政法1-1 (2)	手形法・小切手法1 (2)			
	※行政法1-2 (2)	手形法・小切手法2 (2)			
	○現代政治理論1A (2)	民法総則1 (2)			
	○現代政治理論1B (2)	民法総則2 (2)			
	親族法 (2)	刑法総論1 (2)			
	相続法 (2)	刑法総論2 (2)			
	商法総則 (2)	債権総論1 (2)			
	商行為法 (2)	債権総論2 (2)			
	民事訴訟法1 (2)	物権法1 (2)			
	民事訴訟法2 (2)	物権法2 (2)			
	労働法1 (2)	契約法1 (2)			
	労働法2 (2)	契約法2 (2)			
	会社法1 (2)	消費者問題と法 (2)			
	会社法2 (2)				
	会社法3 (2)				
「社会学、経済学」	○社会学概論A (2)	法社会学1 (2)			
	○社会学概論B (2)	法社会学2 (2)			
	○経済学概論1 (2)	社会人類学A (2)			
	○経済学概論2 (2)	社会人類学B (2)			
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学(専)1 (2)	○宗教学概論1 (2)			
	○哲学(専)2 (2)	○宗教学概論2 (2)			

(注1) ※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2) 選択必修科目のうち、「地理学概論1・2」については、**1か2**のいずれか1科目、また、「現代政治理論1A・1B」については、**1Aか1B**のいずれか1科目、合計2科目を修得することが必要です。

(注3) 選択必修科目のうち、「社会学概論A・B」、「経済学概論1・2」については、**①社会学概論AとB**または**②経済学概論1と2**のうち、①または②のいずれか、合計2科目を修得することが必要です。

(注4) 選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得することが必要です。

法学部 法律学科(2018 年度生)

高等学校教諭一種 (地理歴史)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
日本史	※日本史A (2)	政治史1A (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	政治史1B (2)	
	日本法制史1 (2)	政治思想史2A (2)	
	日本法制史2 (2)	政治思想史2B (2)	
	近代日本法思想史 (2)		
外国史	※世界史A (2)	政治思想史1A (2)	
	※世界史B (2)	政治思想史1B (2)	
	西洋法制史1 (2)	政治史2A (2)	
	西洋法制史2 (2)	政治史2B (2)	
	比較刑事司法史 (2)	国際関係史A (2)	
	私法史概説 (2)	国際関係史B (2)	
人文地理学及び自然地理学	○地理学概論1 (2)	文化人類学入門1 (2)	
	○地理学概論2 (2)	文化人類学入門2 (2)	
	○自然地理学1 (2)		
	○自然地理学2 (2)		
地誌	※地誌概説1 (2)	※地誌概説2 (2)	

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「地理学概論1・2」、「自然地理学1・2」について、それぞれ 1か2 のいずれか1科目、合計2科目を修得することが必要です。

法学部 法律学科(2018年度生)

高等学校教諭一種（公民）

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	※国際法1-1	(2)	会社法1	(2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※国際法1-2	(2)	会社法2	(2)	
	○国際政治学A	(2)	会社法3	(2)	
	○国際政治学B	(2)	手形法・小切手法1	(2)	
	○現代政治理論1A	(2)	手形法・小切手法2	(2)	
	○現代政治理論1B	(2)	民法総則1	(2)	
	親族法	(2)	民法総則2	(2)	
	相続法	(2)	刑法総論1	(2)	
	商法総則	(2)	刑法総論2	(2)	
	商行為法	(2)	債権総論1	(2)	
	民事訴訟法1	(2)	債権総論2	(2)	
	民事訴訟法2	(2)	物権法1	(2)	
	行政法1-1	(2)	物権法2	(2)	
	行政法1-2	(2)	契約法1	(2)	
	国際法2-1	(2)	契約法2	(2)	
	国際法2-2	(2)	消費者問題と法	(2)	
	労働法1	(2)			
	労働法2	(2)			
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	※社会学概論A	(2)	世界経済論1	
※社会学概論B		(2)	世界経済論2	(2)	
法社会学1		(2)	社会人類学A	(2)	
法社会学2		(2)	社会人類学B	(2)	
経済学概論1		(2)			
経済学概論2	(2)				
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学(専)1	(2)	○宗教学概論1	(2)	
	○哲学(専)2	(2)	○宗教学概論2	(2)	

(注1)※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2)選択必修科目のうち、「現代政治理論 1A・1B」については、**1A か 1B**のいずれか1科目、また、「国際政治学 A・B」については、それぞれ**AかB**のいずれか1科目、合計2科目を修得する必要があります。

(注3)選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

法学部 消費情報環境法学科(2018年度生)

中学校教諭一種(社会)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低得単位数
日本史及び外国史	※日本史A	(2)	日本法制史1	(2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B	(2)	日本法制史2	(2)	
	※世界史A	(2)	近代日本法思想史	(2)	
	※世界史B	(2)	比較刑事司法史	(2)	
	西洋法制史1	(2)			
	西洋法制史2	(2)			
地理学(地誌を含む。)	※地誌概説1	(2)	○地理学概論1	(2)	
	地誌概説2	(2)	○地理学概論2	(2)	
「法学、政治学」	※行政法1-1	(2)	会社法1	(2)	
	※行政法1-2	(2)	会社法2	(2)	
	○現代政治理論1A	(2)	会社法3	(2)	
	○現代政治理論1B	(2)	手形法・小切手法1	(2)	
	消費者問題と法	(2)	手形法・小切手法2	(2)	
	国際環境法1	(2)	民法総則1	(2)	
	国際環境法2	(2)	民法総則2	(2)	
	親族法	(2)	刑法総論1	(2)	
	相続法	(2)	刑法総論2	(2)	
	憲法1-1	(2)	債権総論1	(2)	
	商法総則	(2)	債権総論2	(2)	
	商行為法	(2)	物権法1	(2)	
	民事訴訟法1	(2)	物権法2	(2)	
	民事訴訟法2	(2)	契約法1	(2)	
労働法1	(2)	契約法2	(2)		
労働法2	(2)				
「社会学、経済学」	○社会学概論A	(2)	法社会学1	(2)	
	○社会学概論B	(2)	法社会学2	(2)	
	○経済学概論1	(2)	社会人類学A	(2)	
	○経済学概論2	(2)	社会人類学B	(2)	
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学(専)1	(2)	○宗教学概論1	(2)	
	○哲学(専)2	(2)	○宗教学概論2	(2)	

(注1)※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2)選択必修科目のうち、「地理学概論1・2」については、**1**か**2**のいずれか1科目、また、「現代政治理論1A・1B」については、**1A**か**1B**のいずれか1科目、合計2科目を修得することが必要です。

(注3)選択必修科目のうち、「社会学概論A・B」、「経済学概論1・2」については、**①社会学概論AとB**または**②経済学概論1と2**のうち、**①**または**②**のいずれか、合計2科目を修得することが必要です。

(注4)選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得することが必要です。

法学部 消費情報環境法学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(公民)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	※国際法1-1	(2)	国際法2-1	(2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※国際法1-2	(2)	国際法2-2	(2)	
	○国際政治学A	(2)	労働法1	(2)	
	○国際政治学B	(2)	労働法2	(2)	
	○現代政治理論1A	(2)	会社法1	(2)	
	○現代政治理論1B	(2)	会社法2	(2)	
	消費者問題と法	(2)	会社法3	(2)	
	国際環境法1	(2)	手形法・小切手法1	(2)	
	国際環境法2	(2)	手形法・小切手法2	(2)	
	親族法	(2)	民法総則1	(2)	
	相続法	(2)	民法総則2	(2)	
	憲法1-1	(2)	刑法総論1	(2)	
	商法総則	(2)	刑法総論2	(2)	
	商行為法	(2)	債権総論1	(2)	
	民事訴訟法1	(2)	債権総論2	(2)	
	民事訴訟法2	(2)	物権法1	(2)	
	行政法1-1	(2)	物権法2	(2)	
	行政法1-2	(2)	契約法1	(2)	
			契約法2	(2)	
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	※社会学概論A	(2)	社会人類学A	(2)	
	※社会学概論B	(2)	社会人類学B	(2)	
	法社会学1	(2)	世界経済論1	(2)	
	法社会学2	(2)	世界経済論2	(2)	
	経済学概論1	(2)			
経済学概論2	(2)				
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学(専)1	(2)	○宗教学概論1	(2)	
	○哲学(専)2	(2)	○宗教学概論2	(2)	

(注1)※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2)選択必修科目のうち、「現代政治理論1A・1B」については、1Aか1Bのいずれか1科目、また、「国際政治学A・B」については、それぞれAかBのいずれか1科目、合計2科目を修得する必要があります。

(注3)選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

法学部 消費情報環境法学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(情報)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数	最低修得単位数
情報社会及び情報倫理	※情報と法 (2) 知的財産法1 (2) 知的財産法2 (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
コンピュータ及び情報処理 (実習を含む。)	※情報処理1 (2) 情報処理3 (2) ※情報処理2 (2) コンピュータテラシー研究1A(2) ※情報科学1 (2) コンピュータテラシー研究1B(2) ※情報科学3 (2) 情報科学2 (2)	
情報システム (実習を含む。)	※コンピュータテラシー研究2A(2) ※コンピュータテラシー研究2B(2)	
情報通信ネットワーク (実習を含む。)	※法情報処理演習1 (2) ※情報科学4 (2) ※法情報処理演習2 (2)	
マルチメディア表現及び技術 (実習を含む。)	※情報処理4 (2)	
情報と職業	※情報と職業 (2)	

(注1)※印は必修科目です。

(注2)法令が定める『教科に関する科目』の最低修得単位数は20単位ですが、本学は24単位で課程認定を受けています。

法学部 政治学科(2018 年度生)

中学校教諭一種 (社会)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
日本史及び外国史	※日本史A (2)	政治文明論A (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	政治文明論B (2)	
	※世界史A (2)	近代日本法思想史 (2)	
	※世界史B (2)	比較刑事司法史 (2)	
	国際関係史A (2)		
	国際関係史B (2)		
地理学 (地誌を含む。)	※地誌概説1 (2)	○地理学概論1 (2)	
	地誌概説2 (2)	○地理学概論2 (2)	
「法学、政治学」	※現代政治理論1A (2)	日本政治論A (2)	
	※現代政治理論1B (2)	日本政治論B (2)	
	行政学A (2)	憲法1-1 (2)	
	行政学B (2)	憲法1-2 (2)	
	国際政治学A (2)		
	国際政治学B (2)		
「社会学、経済学」	○社会学概論A (2)	政治社会学A (2)	
	○社会学概論B (2)	政治社会学B (2)	
	○経済学概論1 (2)		
	○経済学概論2 (2)		
	社会統計学 (2)		
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学(専)1 (2)	○宗教学概論1 (2)	
	○哲学(専)2 (2)	○宗教学概論2 (2)	

(注1) ※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2) 選択必修科目のうち、「地理学概論1・2」については、**1か2**のいずれか1科目を修得する必要があります。

(注3) 選択必修科目のうち、「社会学概論A・B」、「経済学概論1・2」については、**①社会学概論AとB**または**②経済学概論1と2**のうち、①または②のいずれか、合計2科目を修得する必要があります。

(注4) 選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

法学部 政治学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(地理歴史)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
日本史	※日本史A (2)	日本法制史1 (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	日本法制史2 (2)	
	政治史1A (2)	近代日本法思想史 (2)	
	政治史1B (2)	入門経済史1 (2)	
	政治思想史2A (2)	入門経済史2 (2)	
	政治思想史2B (2)		
外国史	※世界史A (2)	国際関係史A (2)	
	※世界史B (2)	国際関係史B (2)	
	政治思想史1A (2)	政治文明論A (2)	
	政治思想史1B (2)	政治文明論B (2)	
	政治史2A (2)	西洋法制史1 (2)	
	政治史2B (2)	西洋法制史2 (2)	
	比較刑事司法史 (2)		
人文地理学及び自然地理学	○地理学概論1 (2)	文化人類学入門1 (2)	
	○地理学概論2 (2)	文化人類学入門2 (2)	
	○自然地理学1 (2)		
	○自然地理学2 (2)		
地誌	※地誌概説1 (2)	※地誌概説2 (2)	

(注1)※印は必修科目です。

(注2)○印は選択必修科目です。「地理学概論1・2」、「自然地理学1・2」について、それぞれ1か2のいずれか1科目、合計2科目を修得することが必要です。

法学部 政治学科(2018 年度生)

高等学校教諭一種（公民）

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数
「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	※国際政治学A	(2)	日本政治論A	(2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※国際政治学B	(2)	日本政治論B	(2)	
	※現代政治理論1A	(2)	憲法1-1	(2)	
	※現代政治理論1B	(2)	憲法1-2	(2)	
	行政学A	(2)	国際法1-1	(2)	
	行政学B	(2)	国際法1-2	(2)	
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	※社会学概論A	(2)	経済学概論1	(2)	
	※社会学概論B	(2)	経済学概論2	(2)	
	社会統計学	(2)	世界経済論1	(2)	
	政治社会学A	(2)	世界経済論2	(2)	
	政治社会学B	(2)			
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学(専)1	(2)	○宗教学概論1	(2)	
	○哲学(専)2	(2)	○宗教学概論2	(2)	

(注 1)※印は必修科目です。

(注 2)○印は選択必修科目です。「哲学(専)1・2」、「宗教学概論 1・2」については、この 4 科目のいずれか 1 科目を修得する必要があります。

国際学部 国際学科(2018年度生)

中学校教諭一種(社会)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
日本史及び外国史	※日本史A (2)	比較経済史 (4)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	国際政治史 (4)	
	※世界史A (2)	政治史1A (2)	
	※世界史B (2)	政治史1B (2)	
地理学 (地誌を含む。)	※地誌概説1 (2)	中・南米地域研究 (4)	
	地誌概説2 (2)	アフリカ地域研究 (4)	
	○地理学概論1 (2)	東北アジア地域研究(文化) (2)	
	○地理学概論2 (2)	西アジア地域研究 (4)	
	環境生態学 (4)	南アジア地域研究A (2)	
	東南アジア地域研究 (4)	南アジア地域研究B (2)	
	ヨーロッパ地域研究 (4)		
「法学、政治学」	※法学原論 (4)	平和学1 (4)	
	平和・紛争研究 (4)	平和学2 (4)	
	国際政治学 (4)	比較政治学 (4)	
	国際法 (4)	日本政治論 (4)	
	国際関係法 (4)	アジア地域秩序 (4)	
	比較政策論 (4)	政治社会学 (4)	
	国際関係論 (4)		
「社会学、経済学」	○経済原論 (4)	国際経済論 (4)	
	○社会学原論 (4)	日本経済論 (4)	
	南北問題 (4)	社会統計学 (2)	
	情報社会論 (4)	農業経済・食糧論 (4)	
	社会開発論 (4)	ヨーロッパ経済論 (4)	
	環境経済論 (4)		
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学(専)1 (2)	仏教文化論 (4)	
	○哲学(専)2 (2)	キリスト教文化論 (4)	
	○宗教学概論1 (2)	イスラム教文化論 (4)	
	○宗教学概論2 (2)		

(注1) ※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2) 選択必修科目のうち、「地理学概論1・2」については、1か2のいずれか1科目、また、「経済原論」、「社会学原論」については、いずれか1科目、合計2科目を修得する必要があります。

(注3) 選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得する必要があります。

国際学部 国際学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(地理歴史)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
日本史	※日本史A (2)	政治史1A (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	政治史1B (2)	
外国史	※世界史A (2)	比較経済史 (4)	
	※世界史B (2)	国際政治史 (4)	
人文地理学及び自然地理学	○地理学概論1 (2)	アフリカ地域研究 (4)	
	○地理学概論2 (2)	東北アジア地域研究(文化) (2)	
	○自然地理学1 (2)	西アジア地域研究 (4)	
	○自然地理学2 (2)	南アジア地域研究A (2)	
	環境生態学 (4)	南アジア地域研究B (2)	
	東南アジア地域研究 (4)	文化人類学入門1 (2)	
	ヨーロッパ地域研究 (4)	文化人類学入門2 (2)	
	中・南米地域研究 (4)		
地誌	※地誌概説1 (2)	※地誌概説2 (2)	

(注1) ※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2) 選択必修科目のうち、「地理学概論 1・2」、「自然地理学 1・2」の各科目については、それぞれ **1か2** のいずれか 1科目、合計 2科目を修得することが必要です。

(注3) 「文化人類学入門 1・2」は明治学院共通科目にある科目を履修してください。

国際学部 国際学科(2018年度生)

高等学校教諭一種（公民）

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数				最低修得単位数	
「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	※国際法 (4)	平和学1 (4)	※法学原論 (4)	平和学2 (4)	20	
	平和・紛争研究 (4)	比較政治学 (4)	国際政治学 (4)	日本政治論 (4)		
	国際関係法 (4)	アジア地域秩序 (4)	国際関係論 (4)	政治社会学 (4)		
	比較政策論 (4)					
	国際関係論 (4)					
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	○経済原論 (4)	環境経済論 (4)	○国際経済論 (4)	日本経済論 (4)		※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	○社会学原論 (4)	社会統計学 (2)	南北問題 (4)	農業経済・食糧論 (4)		
	情報社会論 (4)	ヨーロッパ経済論 (4)	社会開発論 (4)			
	○哲学(専)1 (2)	仏教文化論 (4)	○哲学(専)2 (2)	キリスト教文化論 (4)		
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○宗教学概論1 (2)	イスラム教文化論 (4)	○宗教学概論2 (2)			

(注1)※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2)選択必修科目のうち、「経済原論」、「国際経済論」、「社会学原論」については、①「経済原論」と「国際経済論」の2科目、または②「社会学原論」の1科目のうち、①または②のいずれかを修得することが必要です。

(注3)選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得することが必要です。

心理学部 心理学科(2018年度生)

中学校教諭一種（社会）

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
日本史及び外国史	※日本史A (2)	イギリス研究A (2)	20 ※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。
	※日本史B (2)	イギリス研究B (2)	
	※世界史A (2)		
	※世界史B (2)		
地理学 (地誌を含む。)	※地誌概説1 (2)	○地理学概論1 (2)	
	地誌概説2 (2)	○地理学概論2 (2)	
「法律学、政治学」	※現代政治理論1A (2)	憲法A (2)	
	※現代政治理論1B (2)	憲法B (2)	
	民法A (2)	労働法1 (2)	
	民法B (2)	労働法2 (2)	
「社会学、経済学」	※社会学概論A (2)	社会・集団・家族心 (2)	
	※社会学概論B (2)	理学Ⅰ	
	産業・組織心理学 (2)	社会・集団・家族心 (2)	
	対人関係論 (2)	理学Ⅱ	
「哲学、倫理学、宗教学」	○哲学(専)1 (2)	聖書の世界1 (2)	
	○哲学(専)2 (2)	聖書の世界2 (2)	
	○宗教学概論1 (2)		
	○宗教学概論2 (2)		

(注1)※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2)選択必修科目のうち、「地理学概論1・2」については、1か2のいずれか1科目を修得することが必要です。

(注3)選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得することが必要です。

心理学部 心理学科(2018年度生)

高等学校教諭一種(公民)

免許法施行規則に規定する科目区分	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得単位数
「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	※国際政治学A	(2)	憲法A (2)
	※国際政治学B	(2)	憲法B (2)
	※現代政治理論1A	(2)	労働法1 (2)
	※現代政治理論1B	(2)	労働法2 (2)
	民法A 民法B	(2) (2)	
「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	※社会学概論A	(2)	産業・組織心理学 (2)
	※社会学概論B	(2)	対人関係論 (2)
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○哲学(専)1	(2)	生涯発達心理学 (2)
	○哲学(専)2	(2)	(青年)
	○宗教学概論1	(2)	生涯発達心理学 (2)
	○宗教学概論2	(2)	(成人・老年)
	心理学概論	(2)	精神分析学 (2)
	思考心理学	(2)	コミュニティ心理学 (2)
生理心理学	(2)		

20

※20単位を超えて修得した単位は、『教科又は教職に関する科目』(13ページ)に充てることができます。

(注1)※印は必修科目です。また、○印は選択必修科目です。

(注2)選択必修科目のうち、「哲学(専)1・2」、「宗教学概論1・2」については、この4科目のいずれか1科目を修得することが必要です。

14. 特別支援教育に関する科目

社会学部 社会福祉学科(2018 年度生)

特別支援学校教諭一種(知・肢・病)

免許法施行規則に規定する科目区分		中心となる領域	含む領域	本学で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数	最低修得単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目				※特別支援教育学総論A (2) 障害者福祉総論 (2) 障害者基礎理論 (2)	2
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的	肢体	※障害児医学総論A (2)	16
		肢体	知的	※障害児・者心理学概論B (2)	
			視覚・聴覚 知的・病弱	※障害児医学総論B (2)	
	病弱		※病弱者の心理・生理・病理 (2)		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的		※知的障害者福祉論 (2) ※特別支援教育学総論B (2)	
		肢体	知的	※障害児・者心理学概論A (2)	
病弱		肢体	※病弱教育総論 (2)		
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚		※視覚障害教育総論 (2)	8
		聴覚		※聴覚障害教育総論 (2)	
		重複・LD等		※障害児・者心理学1(コミュニケーション) (2) ※障害児・者心理学3(学習) (2)	
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習				※特別支援学校教育実習 (3)	3
合計					29

(注1)※印は必修科目です。

(注2)『中心となる領域』『含む領域』については、一部を省略して掲載していません。

(注3)法令が定める『特別支援教育に関する科目』の最低修得単位数は26単位ですが、本学は29単位で課程認定を受けています。

15. 教育職員免許状の取得

1. 授与申請

免許状を取得するには、授与権者である都道府県の教育委員会に申請する必要があります。授与申請には以下の2つの方法があります。

①一括申請

本学が東京都教育委員会(国際学科生は神奈川県教育委員会)に教育職員免許状の授与申請を一括して行う方法です。

卒業見込みの4年次生は、免許状を取得するために必要な単位を修得見込みの場合、一括申請の申し込みができます。

申請希望者は、「一括申請説明会」に出席し、申し込みの手続きをしてください。説明会は3月下旬に実施されます。

②個人申請

卒業後に、本人が居住または勤務する都道府県の教育委員会に免許状の授与申請を行う方法です。

2. 小学校教諭二種免許状の取得

① 小学校教員養成特別プログラム(英文学科、社会学科、社会福祉学科、法律学科、消費情報環境法学科、政治学科、国際学科、心理学のみ)

玉川大学と本学との間で小学校教員養成特別プログラムの協定に基づき、在学中(3年次から2年間)玉川大学通信教育部の科目等履修生になることで小学校教員免許状取得の道が開かれています。詳しくは、2年次に開催するオリエンテーションで説明します。

② 小学校教員資格認定試験

教員養成大学等の正規の課程を修了していなくても、小学校教諭の免許状を取得できる試験制度です。

この試験に合格すると小学校教諭二種免許状を取得できます(2020年11月現在)。

受験に関する問合せ先

独立行政法人教職員支援機構 次世代教育推進センター

電話 03(4212)8455

ホームページ(<http://www.nits.go.jp>)

3. 卒業時に教育職員免許状を取得できなかった場合

卒業時に科目等履修生として不足単位を修得することで、教育職員免許状を取得することができます。

科目等履修生の出願書類は、2月中旬に大学WEBサイトにて公開します。

※免許状取得に追加で必要な科目があります。詳しくは、教務部教職担当までご相談ください。

16. 教員採用試験

中学校、高等学校においては、生徒数は減少していますが、少人数学級の取り組みの広がりにより、こここのところ教員の採用数は増えています。しかし、求められているのは教員の「質の充実」です。社会も国際化、高度情報化へと変わろうとしています。これらに対応できる子ども達の育成に、使命感に燃え、幅広い知識を持ち、豊かな人間性をもつ人材が求められています。常勤教員として勤務するためには、次にあげる採用試験等に合格する必要があります。

1. 公立学校の教員になるには

都道府県及び政令市の教育委員会で実施する教員採用試験に合格しなければなりません。試験は例年7月頃に行われます。この試験に合格すると教員採用候補者名簿に登載され、欠員を補充する形で採用されることになります。

東京都採用試験要項はキャリアセンターで配布(例年4月下旬、掲示板を確認すること)、その他の道府県については各教育委員会にお問い合わせください。

2. 私立学校の教員になるには

- (1) 私立学校の求人 に直接応募する。
- (2) 私学協会が主催する、「私立中学校・高等学校教員適性検査」を受験する。

17. 専修免許状(大学院の課程)

本学において取得できる専修免許状の教科は、次のとおりです。

研究科・専攻		中学校教諭 専修免許状	高等学校教諭 専修免許状
文学研究科	英文学専攻	英語	英語
経済学研究科	経済学専攻	社会	公民
社会学研究科	社会学専攻	社会	公民
国際学研究科	国際学専攻	社会	地理歴史 公民
心理学研究科	教育発達学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状 特別支援学校教諭専修免許状 (知的障害者に関する教育の領域) (肢体不自由者に関する教育の領域) (病弱者に関する教育の領域)	

専修免許状を取得するために必要な要件は、次のとおりです。

基礎資格	大学院
	教科又は教職に関する科目
①修士の学位を有すること。	24 単位
②大学の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30 単位以上を修得すること。	24 単位

※専修免許状を取得するには、法令上、一種免許状取得に必要な科目を大学の学部で修得したうえで、大学院の課程において、上記のように必要単位数分の『教科又は教職に関する科目』(特別支援学校教諭専修免許状においては『特別支援教育に関する科目』)を修得する必要があります。ただし、特別支援学校教諭専修免許状においては、本学では文部科学省の指摘により、『30単位』以上を修得する必要があります。

※②の場合、専修免許状取得に必要な単位数24単位以上を含めて30単位以上(修了要件以外の単位を含む)を修得する必要があります。

18. 教職関係部署の窓口

教務部(教職担当)

白金校舎:本館 2 階南ウイング

横浜校舎:1 号館 1 階

教職課程共同研究室

白金校舎:本館 6 階北ウイング

キャリアセンター

白金校舎:本館 1 階北ウイング(教職センター)

横浜校舎:5 号館 2 階

19. その他

1. 学校図書館司書教諭

司書教諭とは、学校図書館法に規定された、小学校・中学校・高等学校の図書館の専門的職務に従事するための資格であり、いわゆる「司書」とは異なります。司書教諭になるためには、教諭であること、学校図書館司書教諭講習を修了していることが必要とされています。したがって教職に就いている教員が活用できる資格であり、司書教諭としての採用があるわけではありません。

学校図書館司書教諭講習の受講資格は、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得している者です。講習実施機関、問い合わせ先等詳細については各自が図書館等で官報(例年4月頃)を参照してください。

2. 教員免許更新制

2009年4月1日以降に授与される普通免許状または特別免許状の有効期間は、所要資格を得てから10年後の年度末までとなります。有効期間満了日の2年前から満了日(修了確認期限)までに大学などが開設する30時間の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者(教育委員会)にて修了確認を受けることで免許状が更新されます。更新講習の主な受講対象者は、①現職教員、②教員採用内定者、③教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに記載されている者、④過去に教員として勤務した経験のある者、となっています。

受講対象者であるか否かにかかわらず、更新講習を受講・修了しなかった場合は免許状を失効することになりますが、免許状を返納する必要はありません。更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができます。また、免許状を取得した際に、授与の基礎となった教職課程の単位まで無効になることはありません。よって、履歴書などに教員免許を所持している旨の記載は可能です。ただし、更新講習を受講する必要がある旨を併記する必要があります。

記載例 : 高等学校教諭一種免許状(英語)(更新講習未受講)

(参考)

教職課程専任教員一覧(2021年度)

氏名	担当科目
飯野 晴美	発達と学習の心理学、相談活動の理論と技法、教育心理演習、 教職実践演習(中・高)、教育実習
石井 久雄	教職研究、生徒理解と指導法、教育研究演習、教職実践演習(中・高)、 教育実習
板橋 雅則	道徳教育研究、特別活動研究、教育学研究、教職実践演習(中・高)、 教育実習
岡明 秀忠	社会科・地理歴史科教育研究1、社会科・地理歴史科教育研究2、 社会科・公民科教育研究1、社会科・公民科教育研究2、教育臨床・実験、 教職実践演習(中・高)、教育実習
世良 正浩	教育の思想と歴史、教育制度論、教育課程論、社会科・地理歴史科教育研究1、 社会科・公民科教育研究1、教育学研究、教職実践演習(中・高)、教育実習

諸資格

諸資格の取得対象学科

(対象学科)

1. 社会教育主事任用資格 社会学科
教育発達学科
2. 社会福祉主事任用資格 全学科
3. 知的障害者福祉司任用資格、身体障害者福祉司任用資格 社会福祉学科のみ
4. 児童福祉司任用資格 社会学科
社会福祉学科
心理学科
教育発達学科
5. 児童指導員任用資格 社会学科
社会福祉学科
心理学科
教育発達学科

※「任用資格」とは行政の長が当該職種に就かせるために必要な要件です。

1. 社会教育主事任用資格

社会教育主事任用資格が取得できる学科

社会教育主事任用資格は、社会学科生と教育発達学科生が取得することができます。

社会教育主事の職務

社会教育とは、学校教育法に基づき、学校において行われる教育活動を除く、主として青少年及び成人に行われる組織的な教育活動を言います。国及び地方公共団体はすべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るように環境を整える努力を義務づけています。都道府県及び市町村の教育委員会では、社会教育に関する諸般の事務を行うため社会教育主事を置いています。

社会教育主事の主たる職務は社会教育を行う者に、専門的技術的な助言と指導を行うことです。

社会教育主事任用資格を得るには

下記 1～4 のいずれかに該当する者が社会教育主事任用資格を得られます。任用資格とは、公務員試験に合格して公務員となった者にあてはまるものであり、この要件が満たされなければ社会教育主事にはなれません。

1. 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ次に掲げる期間を通算した期間が 3 年以上になる者で、必要とする社会教育主事の講習を修了した者
 - ①社会教育主事補の職にあった期間
 - ②官公署・学校・社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書・学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ③官公署・学校・社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(①又は②に掲げる期間に該当する期間を除く)
2. 教育職員の普通免許状を有し、かつ 5 年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、必要とする社会教育主事の講習を修了した者
3. 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得しかつ大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得し、1 の①～③に掲げる期間を通算した期間が 1 年以上になる者
4. 社会教育主事の講習を修了した者(1 及び 2 に掲げる者を除く)で、社会教育に関する専門的事項について 1～3 に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定した者

本学社会学科生および教育発達学科生は、上記3に記載される「社会教育に関する科目」を履修することができます。必要な科目を修得した方には、証明書を発行いたします。お求めになる場合は教務部までお問い合わせください。

社会学科(2018年度生)

社会教育に関する科目

社会教育主事講習等 規程に定める社会 教育に関する科目	社会学科で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得 単位数
生涯学習概論	生涯学習概論A (2)	生涯学習概論B (2)	必修 4単位
社会教育計画	社会教育計画A (2) 社会教育経営論A (2)	社会教育計画B (2) 社会教育経営論B (2)	選択必修 4単位
社会教育演習、社会教育実習 又は社会教育課題研究	社会教育演習1 (4) 社会教育演習2 (2) 社会教育調査実習 (4)	社会教育課題研究A (2) 社会教育課題研究B (2)	必修 4単位
社会教育特講Ⅰ (現代社会と教育)	家庭教育A (2)	家庭教育B (2)	選択必修 12単位
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)	社会教育行政 (2) 社会教育施設 (2)	職業指導 (2)	
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	メディア史 (2) メディア社会論 (2) コミュニケーション論 (2) MGCHR101 初歩教の基礎A (2) MGCHR102 初歩教の基礎B (2) MGART101 芸術学の基礎1 (2) MGART102 芸術学の基礎2 (2) MGJPS101 日本文化論入門1 (2) MGJPS102 日本文化論入門2 (2) MGPOS101 政治学1 (2) MGPOS102 政治学2 (2) MGECN101 経済学1 (2) MGECN102 経済学2 (2)	MGLIS101 生命科学入門1 (2) MGLIS102 生命科学入門2 (2) MGHSS101 健康科学概論1 (2) MGHSS102 健康科学概論2 (2) MGHSS111 スポーツ科学概論1 (2) MGHSS112 スポーツ科学概論2 (2) MGHSS131 スポーツ方法学1 (2) MGHSS132 スポーツ方法学2 (2) MGHSS133 スポーツ方法学3 (2) MGHSS134 スポーツ方法学4 (2) 教育の思想と歴史 (2) 生涯学習支援論A (2) 生涯学習支援論B (2)	

表は、2021年4月現在、「社会教育主事任用資格」取得のために必要な科目です。

(注1)社会教育に関する科目のうち、上記の表のように、必修2領域より8単位、選択必修2領域より16単位、計24単位を修得する必要があります。

(注2)『社会教育計画』は、①社会教育計画AとBまたは②社会教育経営論AとBのうち、①または②のいずれか、合計2科目を修得することが必要です。

(注3)『社会教育特講』は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲそれぞれから科目を修得することが望ましいです。

(注4)「社会教育行政」と「社会教育施設」は両科目を修得した場合のみ、『社会教育特講Ⅱ』の単位修得とみなします。

(注5)2020年4月の「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」の施行に伴い、社会教育主事養成に係る社会教育に関する科目の単位を修得することにより、社会教育士を称することができるようになりました。

2018年度生は、卒業までに社会教育主事任用資格を得るために必要な社会教育に関する科目の単位を修得し、4年次又は卒業後に「生涯学習支援論 A・B」・「社会教育経営論 A・B」の単位を修得することにより、社会教育士を称することができます。
 なお、社会教育主事任用資格を得るために必要となる科目を全て修得せずに卒業した場合、2020年度以降在学中に修得した科目の単位は、修得済みの単位とは見なされないの注意してください。

(注6)2020年度編入生は対象科目が異なります。下記「社会学科(2020年度編入生)」を確認してください。

社会学科(2020年度編入生)

社会教育に関する科目

社会教育主事講習等 規程に定める社会 教育に関する科目	社会学科で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得 単位数
生涯学習概論	生涯学習概論A (2)	生涯学習概論B (2)	必修 4単位
生涯学習支援論	生涯学習支援論A (2)	生涯学習支援論B (2)	必修 4単位
社会教育経営論	社会教育経営論A (2)	社会教育経営論B (2)	必修 4単位
社会教育特講	メディア史 (2)	文化社会学 (2)	選択必修 8単位
	メディア社会論 (2)	社会心理学 (2)	
	ポストコロニアル論 (2)	暴力の論理学 (2)	
	社会的相互行為論 (2)	情報社会論 (2)	
	社会倫理学 (2)	環境社会学 (2)	
	都市社会学 (2)	教育社会学 (2)	
	性現象論 (2)	キリスト教の基礎A (2) キリスト教の基礎B (2)	
社会教育演習、社会教育実習 又は社会教育課題研究	社会教育実習演習1 (4)	社会教育調査実習 (4)	選択必修 4単位
	社会教育演習2 (2)		

表は、2021年4月現在「社会教育士」「社会教育主事任用資格」取得のために必要な科目です。

(注1)社会教育に関する科目のうち、上記の表にあるように、必修3領域より12単位、選択必修2領域より12単位、計24単位を修得する必要があります。

(注2)「社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究」については、「社会教育実習演習」(4単位)または「社会教育調査実習」(4単位)のいずれかを修得する必要があります。

(注3)2020年より、社会教育主事任用資格に加えて「社会教育士」の称号を得ることができる新しいカリキュラムに変更となりました。

教育発達学科(2018年度生)

※本資格の取得は国際教育コースに所属する学生を中心としていますが、他のコースに所属する学生であっても、所属しているコースで指示された科目を履修し、かつ年間履修制限を超えない範囲において必要な科目を履修し単位を修得すれば、本資格を取得することも可能です。但し国際教育コース以外のコースに所属する学生については、4年間の在学期間中に本資格の取得を保証するものではありません。

社会教育に関する科目

社会教育主事講習等 規程に定める社会 教育に関する科目	教育発達学科で開講している科目名 ()内の数字はその科目の単位数		最低修得 単位数
生涯学習概論	生涯学習概論A (2)	生涯学習概論B (2)	必修 4単位
社会教育計画	多文化社会教育計画A (2) 社会教育経営論A (2)	多文化社会教育計画B (2) 社会教育経営論B (2)	必修 4単位
社会教育演習、社会教育実習 又は社会教育課題研究	多文化社会教育実習 (2)	多文化社会教育課題研究 (2)	必修 4単位
社会教育特講Ⅰ (現代社会と教育)	多文化教育 (2)	現代社会と教育改革 (2)	選択必修 12単位
社会教育特講Ⅱ (社会教育活動・事業・施設)	教育の制度と経営 (2)	教育心理学 (2)	
社会教育特講Ⅲ (その他必要な科目)	教育原論 (2) 教育相談の理論と方法 (2) 教育課程編成論 (2)	読書と豊かな人間性 (2) 情報メディアの活用 (2) 生涯学習支援論A (2) 生涯学習支援論B (2)	

表は、2021年4月現在「社会教育主事任用資格」取得のために必要な科目です。

(注1)社会教育に関する科目のうち、上記の表のように、必修3領域より12単位、選択必修より12単位、計24単位を修得する必要があります。

(注2)『社会教育計画』は、①多文化社会教育計画AとBまたは②社会教育経営論AとBのうち、①または②のいずれか、合計2科目を修得することが必要です。

(注3)『社会教育特講』は、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲそれぞれから科目を修得することが望ましいです。

(注4)「多文化社会教育実習」(通年2単位)を履修するには、前年度までに次の科目(3科目)を修得済みであることが前提になります。

- ①「多文化教育」(2単位)
- ②「生涯学習概論A」・「生涯学習概論B」のうち、少なくとも1科目2単位以上
- ③「教育の制度と経営」・「教育心理学」・「教育課程編成論」のうち、少なくとも1科目2単位以上

(注5)2020年4月の「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令」の施行に伴い、社会教育主事養成に係る社会教育に関する科目の単位を修得することにより、社会教育士を称することができるようになりました。

卒業までに社会教育主事任用資格を得るために必要な社会教育に関する科目の単位を修得し、2018年度生は、4年次又は卒業後に「生涯学習支援論 A・B」・「社会教育経営論 A・B」の単位を修得することにより、社会教育士を称することができます。

なお、社会教育主事任用資格を得るために必要となる科目を全て修得せずに卒業した場合、2020年度以降在学中に修得した科目の単位は、修得済みの単位とは見なされないので注意してください。

2. 社会福祉主事任用資格

社会福祉主事任用資格が取得できる学科

社会福祉主事任用資格は、すべての学科の学生が取得することができます。

社会福祉主事の職務

国、地方公共団体、社会福祉法人など社会福祉事業を経営する者は、福祉サービスを必要としている人たちが心身ともに健やかに育成され、または社会、経済、文化その他の活動に参加する機会が与えられ、その年令、環境、心身の状況に応じて、地域において必要な福祉サービスを提供できるようにしなければなりません。このことに基づき、地方公共団体は、福祉に関する事務所を設置しており、ここには社会福祉主事をおくよう社会福祉法において義務づけられています。

社会福祉主事は、その事務所において生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、及び知的障害者福祉法の定める援護、育成または更生の措置に関する事務を行うことを職務としています。

社会福祉主事任用資格を得るには

20歳以上の者で、人格高潔で思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ下記1～3のいずれかに該当する者が任用資格を得られます。任用資格とは、公務員試験に合格して公務員となった者にあてはまるものであり、この要件が満たされなければ社会福祉主事にはなれません。

1. 大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修め卒業した者
2. 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
3. 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

本学学生は、次ページに挙げる『社会福祉法に定める科目』を3科目以上修得することで、社会福祉主事任用資格を得ることができます。『社会福祉法に定める科目』に対し、『本学で開講している科目』を表記していますので、これらの科目を修得してください。

『本学で開講している科目』について、その科目を履修することができる学科を「○」で示しています、各科目の履修に際しては条件が付される場合もあります。詳しくは所属学部の履修要項でご確認ください。なお表では学科名称に略称を用いています。(LE:英文学科、LF:フランス文学科、LA:芸術学科、EE:経済学科、EB:経営学科、EG:国際経営学科、SG:社会学科、SW:社会福祉学科、JU:法律学科、JC:消費情報環境法学科、JP:政治学科、JG:グローバル法学科、KS:国際学科、KC:国際キャリア学科、PS:心理学科、PE:教育発達学科)

本資格の取得要件を満たしている方には、証明書を発行いたします。お求めになる場合は教務部までお問い合わせください。

社会福祉主事の資格に関する科目

社会福祉法に定める科目名	本学で開講している科目名	履修できる学科 (2018年度入学生)															
		LE	LF	LA	EE	EB	EG	SG	SW	JU	JC	JP	JG	KS	KC	PS	PE
社会福祉概論	社会福祉学概論 A・B								○								
	社会福祉学1 社会福祉学2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
社会福祉援助技術論	ソーシャルワーク1A								○								
社会福祉調査論	社会福祉調査								○								
	社会調査の基礎							○									
	社会調査論										○						
社会福祉行政論	2213 社会調査法												○				
	社会福祉法制							○	○								
社会福祉行政論	福祉行政と福祉計画							○	○								
社会保障論	社会保障論 A・B				○	○	○	○	○								
公的扶助論	公的扶助論 A							○	○								
児童福祉論	児童福祉論 A・B							○	○								
	子ども家庭福祉																○
家庭福祉論	家庭福祉論							○	○								
保育理論	保育内容の指導法																
身体障害者福祉論	身体障害者福祉論							○	○								
知的障害者福祉論	知的障害者福祉論							○	○								
精神障害者保健福祉論	精神医学																
老人福祉論	高齢者福祉論 A・B							○	○								
地域福祉論	地域福祉論 A							○	○								
法学	法学(日本国憲法を含む)1 法学(日本国憲法を含む)2	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	
	2309 法学原論													○			
民法	民法 A・B				○	○	○	○	○			○				○	
	民法総則 1・2									○	○	○	○				
行政法	行政法 A・B				○	○	○	○	○								
	行政法 1-1・1-2									○	○	○	○				
	行政法 2-1・2-2									○	○	○	○				
経済学	経済学概論 1・2					○	○	○	○	○	○	○	○				
	財政学 1・2				○	○	○			○	○	○					
	ミカ経済政策				○	○	○					○					
	マカ経済政策				○	○	○					○					
	2205 経済原論													○			
社会政策	労働経済学 1・2				○	○	○										
心理学	心理学概論 A・B																
	心理学概論								○								○
	心理学総論																○
社会学	社会学概論 A・B	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
	社会学概論								○								
	2308 社会学原論													○			
教育学	教育の思想と歴史	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	
	教育原論																○
医学一般	医学知識								○								
リハビリテーション論	リハビリテーション論																○
介護概論	介護概論								○								

(注1)『本学で開講している科目』がない『社会福祉法に定める科目』は上記の表に掲載していません。

(注2)『本学で開講している科目』において、科目名の後にA・B、1・2が付されている科目は、2科目セットで修得しなければ『社会福祉法に定める科目』1科目と数えることができません。

(注3)『社会福祉法に定める科目』の同じ区分で、本学で開講している科目を複数科目修得しても、1科目と数えます。(例えば、社会福祉学科生が「社会福祉学概論A・B」と「社会福祉学1・2」の合計4科目を修得した場合は、『社会福祉法に定める科目』の『社会福祉概論』1科目の修得と数えます。)

(注4)「社会福祉学1・2」および「法学(日本国憲法を含む)1・2」は、明治学院共通科目にある科目を履修してください。

3. 知的障害者福祉司任用資格・身体障害者福祉司任用資格

知的障害者福祉司任用資格・身体障害者福祉司任用資格が取得できる学科

知的障害者福祉司任用資格および身体障害者福祉司任用資格は、社会福祉学科生が取得することができます。

知的障害者福祉司・身体障害者福祉司の職務

知的障害者福祉法に基づき、都道府県は知的障害者更生相談所に知的障害者福祉司を置くことが義務づけられ、市町村は福祉事務所に知的障害者福祉司を置くことができます。また、身体障害者福祉法に基づき、都道府県は身体障害者更生相談所に身体障害者福祉司を置くことが義務づけられ、市町村は福祉事務所に身体障害者福祉司を置くことができます。知的障害者福祉司は知的障害者の、身体障害者福祉司は身体障害者の福祉に関する相談に応じ、また福祉事務所の所員に対して技術的指導を行うことを職務としています。行政の長は、下記の任用要件(任用資格)を充たしている者の中から、知的障害者福祉司・身体障害者福祉司を任命します。

知的障害者福祉司任用資格・身体障害者福祉司任用資格を得るには

下記1～4のいずれかに該当する者が知的障害者福祉司任用資格を得られます。

1. 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
2. 社会福祉主事の資格を有し、知的障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有する者
3. 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
4. その他(略)

下記1～4のいずれかに該当する者が身体障害者福祉司任用資格を得られます。

1. 学校教育法に基づく大学において厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
2. 社会福祉主事の資格を有し、身体障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有する者
3. 身体障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者
4. その他(略)

本学社会福祉学科生は、卒業することで、知的障害者福祉司任用資格および身体障害者福祉司任用資格を満たすことになります。その証明は卒業証明書で行うことができます。

<参考>

知的障害者福祉司・身体障害者福祉司の両資格は、ともに法律上は地方自治体における社会福祉局の任用資格です。しかし実際には自治体により、その職名、任用基準は多様です。「社会福祉主事」資格と同様に、資格取得が法律に規定する部署の職務に就く場合に有利に働く訳ではなく、まずは地方公務員試験に合格し、その上で当該部署に配属されて初めて意味を持つ資格であることに注意してください。

4. 児童福祉司任用資格

児童福祉司の職務

児童福祉法に基づき、児童相談所には児童福祉司をおくことが義務づけられています。

児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護、その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等、児童の福祉の増進に努めることを職務としています。

児童福祉司に任用される要件

1. 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修め卒業した者であって、厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事した者
2. 社会福祉主事として2年以上、児童福祉事業に従事した者
3. 厚生労働大臣の指定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
4. その他(略)

上記のいずれかに該当する者はこの任用資格が得られます。任用資格とは、公務員試験に合格して公務員となった者にあてはまるものであり、この要件が満たされなければ児童福祉司にはなれません。

本学社会学科生・社会福祉学科生・心理学科生・教育発達学科生は、卒業することで、上記1に定める「心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修め卒業した者」であることとなります。その証明は卒業証明書で行うことができます。

児童福祉司任用資格の取得には、これに加えて「厚生労働省令で定める施設において1年以上児童その他の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事」する必要があります。

5. 児童指導員任用資格

児童指導員の職務

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準によれば、児童養護施設には児童指導員その他必要な職員をおかなければならないと規定している。

児童指導員は、児童養護施設において、児童の年齢、個性に応じた心身の発達に即し、主として生活、学習の指導を行うことを職務とする。

児童指導員の資格を得るには

1. 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
2. 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、都道府県知事が適当と認めたもの
3. 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
4. その他(略)

上記のいずれかに該当する者はこの任用資格を得られます。児童指導員になるためには、任用資格を得た上で、児童養護施設等において任命されることが必要です。

本学社会学科生・社会福祉学科生・心理学科生・教育発達学科生は、卒業することで、上記1に定める「社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」であることとなります。その証明は卒業証明書で行うことができます。

教職実践演習履修カルテ[記入例]

「教職実践演習履修カルテ」は、ご自身の学習進捗状況を把握するために書いていただく書類です。履修した科目と参加したオリエンテーションの記録、履修開始時の抱負、各学年末の反省や課題などを、その都度記録してください。

◆提出時期: 3 年次 4 月の教育実習登録料納入時

教職実践演習履修カルテ(1, 2年生用)

教育実習登録料納入時に提出してください

1. 取得したい免許状(希望するものに○)

中学校(英語・フランス語・**社会**) 高等学校(英語・フランス語・**公民**・**地理歴史**・商業・情報) 特別支援

2. 修得状況

A 文部科学省令で定める科目(単位を取得した科目に○)

(**日本国憲法**) (体育) (**外国語コミュニケーション**) (**情報機器の操作**)

B 教職に関する科目(単位を取得した科目に○)

(**教育の思想と歴史**) (**教育制度論**) (**教職研究**) (**発達と学習の心理学**) 教育心理学<PSのみ>)
 (生徒理解と指導法 特別活動研究 道徳教育研究)
 (英語科教育研究3 英語科教育研究4)
 (フランス語科教育研究3 フランス語科教育研究4)
 (社会科・公民科教育研究1 社会科・地理歴史科教育研究1)

・「希望教科」
取得を希望する免許状教科
(英語、社会、公民、特支など)を記入
・「履修登録単位数」
履修登録時の単位数を記入
・「学年末取得単位数」
秋学期の成績確定後の単位数を記入

C 教科に関する科目

希望教科	1年				2年			
	中学校 社会	高校 公民	高校 地理歴史		中学校 社会	高校 公民	高校 地理歴史	
履修登録単位数	8	8	8		12	10	6	
学年末取得単位数	8	8	8		12	10	4	

3. 説明会等の出席状況(出席したら○)

(**教職課程履修オリエンテーション**
(1年次4月上旬))

(**介護等体験登録オリエンテーション**
(2年次6月中旬))

(**教育実習登録オリエンテーション**
(2年次6月中旬))

学籍番号	氏名	入学等の期日
XXEE0000	明学 次郎	20XX年 4月 1日 入学 編入

教職実践演習履修カルテ(1, 2年生用)

教育実習登録料納入時に提出してください

1. 取得したい免許状(希望するものに○)

中学校(英語・フランス語・社会)高等学校(英語・フランス語・公民・地理歴史・商業・情報)特別支援

2. 修得状況

A 文部科学省令で定める科目(単位を取得した科目に○)

(日本国憲法 体育 外国語コミュニケーション 情報機器の操作)

B 教職に関する科目(単位を取得した科目に○)

(教育の思想と歴史 教育制度論 教職研究 発達と学習の心理学 教育心理学<PSのみ>)
(生徒理解と指導法 特別活動研究 道德教育研究)
(英語科教育研究 3 英語科教育研究 4)
(フランス語科教育研究3 フランス語科教育研究4)
(社会科・公民科教育研究 社会科・地理歴史科教育研究1)

C 教科に関する科目

	1年				2年			
希 望 教 科								
履 修 登 録 単 位 数								
学 年 末 取 得 単 位 数								

3. 説明会等の出席状況(出席したら ○)

(教職課程履修オリエンテーション
(1年次4月上旬)

介護等体験登録オリエンテーション
(2年次6月中旬)

教育実習登録オリエンテーション)
(2年次6月中旬)

学 籍 番 号	氏 名	入学等の期日
		年 月 日 入学 編入

教職課程履修開始の抱負

--

年 月 日記載

今年度の反省と次年度の課題

1年

--

年 月 日記載

2年

--

年 月 日記載

2021年度 明治学院大学履修要項

【教職課程（諸資格）】

2018年度生用

2021年4月1日発行 明治学院大学
東京都港区白金台1-2-37／横浜市戸塚区上倉田町1518

学 籍 番 号

氏 名

